

令和7年3月18日（火曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 小宅宏君、7番 山田成利君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴 理君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に従い、一般質問をいたします。

まず初めに、今年1月に逝去されました鈴木準二議員に対し、哀悼の意を表します。

生前中、鈴木議員とはいろいろなことに意見交換をさせていただきました。時には熱く語り合い、時には食事をしながらくつろいだ会話を楽しみました。言うまでもなく、人生の先輩でございますので、また協働のまちづくりに対してすばらしい見識を持っておられました。鈴木議員と共に過ごした議会活動を忘れることなく、これからも議会一丸となって未来に希望を持てる垂井町にしていきたいと思います。どうぞ温かくお見守りくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、都市計画と朝倉運動公園再整備基本構想についてと題して、私の一般質問を始めさせていただきます。

都市計画課が進める都市計画は、垂井町の将来の姿を決める重要な施策の裏づけとなるものです。垂井町第6次総合計画と垂井町都市計画マスタープランにおいて垂井駅周辺は都市機能集積拠点と位置づけられ、将来の都市構造の要となってきます。まさに今後の垂井町の発展の礎となるべき指針と期待しております。

また、マスタープランでは、都市機能集積拠点の郊外に目を向けると、そこには市街化調整区域の既存集落があり、その場所は郊外居住ゾーンと位置づけられております。この区域は、自然環境に配慮した居住ゾーンとして保全するとの記載があります。都市機能集積拠点と郊外居住ゾーンは、少子化・人口減少対策として、今後、重要な施策が展開できるものと大いに期待をしております。

また、総合計画、マスタープランともに記載のある観光交流拠点では、北部において明神湖

と竹中氏陣屋跡、中部において中山道垂井宿と美濃国府跡、南部において南宮大社、朝倉山真禪院と朝倉運動公園と記載されております。それぞれの歴史的背景のある観光資源、また明神湖と運動公園は、自然と共生する観光資源として分類することができます。

その一つ、朝倉運動公園は、今年度内に再整備基本構想が策定されます。今回の私の一般質問では、都市計画の観点から朝倉運動公園にスポットを当て、朝倉運動公園再整備基本構想についてお尋ねをいたします。

まず、本構想では、垂井町の6つの計画・ビジョンに基づき策定されており、それぞれの計画との整合性を図りながら、本基本構想が策定に至った経緯が見てとれます。

次に、朝倉運動公園の現状とその分析がなされております。公園内の施設の配置、利用状況など、様々な見地から利用目的や周辺状況を把握する資料等も明記され、さらに本構想策定のためのサウンディング型市場調査結果を基に、利用者アンケートの結果などを踏まえ、垂井町にある運動公園として今後の方向性が示されております。

本構想の基本理念に基づいた整備方針として、幾つかの官民連携という新しい手法が記載されており、本構想は大変すばらしい内容のある構想であると感じています。今後、本構想に基づいた垂井町の運動公園再整備が進められることにわくわくしております。

昨年の12月議会で示された本構想（案）を見開き、最初に浮かんだ私の疑問は、誰に主眼を置いているのかという点でございます。一般的に考えれば、垂井町民の健康増進・福祉向上、また町民一スポーツを推奨する運動公園施設としての再整備になると感じましたが、その一方で、再整備の方針カードでは、公園内施設はスポーツ競技者向けなのか、いや、ファミリー層の憩いの場なのか、はたまたフットサルなどのアーバンスポーツ向けなのか、大きなイベント向けなのか、これら全ての人々が利用できる運動公園になるのだと納得しなければならないと感じております。

本構想では、公園内の一部施設を除き、あらゆる施設が新たな建設やリフォームをしなければなりません。また、駐車場など、施設配置も大幅に転換しなければならないと感じています。本構想に基づいた施設整備に一体どれだけの時間と費用がかけられるのか。公園内の施設整備次第では、想像以上の閉鎖期間を要するかもしれません。その期間の代替施設をどうするのか。また、少子化、高齢化、人口減少を念頭に置いたとき、この施設整備の投資的経費にはどれほどの費用対効果が得られるのか。10年先を見越した整備となるだけに、町民の納得は得られるのか。大変多くの疑問も残されたままであると感じております。だから、誰に主眼を置いているのかという点が一層気になってしまいます。町民や垂井町の自然と観光資源という大切なことを忘れていないかと感じてしまうのです。

さて、再整備に当たり、官民連携の手法を取り入れ、設計、建設、維持管理、運営を一括で発注する方式に至った経緯は、昨今の時代の流れからすれば当然の選択肢の一つです。基本構想策定に至るサウンディング調査の段階で、どのように民間企業とのコミュニケーションが図られたのでしょうか。民間企業が設計、建設とその後の維持管理、運営まで受託すると、かな

りの長期スパンの民間委託となり、そのコストは幾らかかるのでしょうか。また、どのような企業がこの再整備に手を挙げてくれるのでしょうか。事業規模が大きければ大きいほどコストもかかりますし、利用料金として利用者負担が増えることが容易に想像ができます。誰に主眼を置いているのかという疑問がますます大きくなってきました。

本構想中に、垂井町も含めた特別目的会社（SPC）を設立するPFI方式があります。全国的に見ても、地方自治体が様々な形態のPFI方式で事業を進めているケースも多くあります。これまで多くの先進地視察をさせていただきましたが、その自治体の多くでは、契約が長期間となるため、これら手法による検証は十分になされておられません。今後、どの方式で進めていくのか、現段階では結論は出しにくい状況にあると感じております。今後、基本計画策定までには様々な議論があるかとは思いますが、前向きの姿勢で未来の垂井町のために進めていただきたいと強く願います。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ目に、誰に主眼を置いているのか。そのターゲットは誰か。町民なのか、市場としての顧客なのか。

2番目、再整備の方針カードについて。8つの方向性で示されておりますが、どのような規模で再整備をされるのでしょうか。続いて、配置を含めて、どのように再整備をされるのか。

3つ目、基本理念についての最初は、人もお金も創り出す公園とは何を意味をするのですか。次に、公園の商業施設化を目指すのか。

4つ目、官民連携の方針について、どの手法を選択されるのか。

以上、御回答をよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、藤墳議員の御質問の都市計画と朝倉運動公園再整備基本構想についてお答えをさせていただきます。

朝倉運動公園は、昭和49年から都市公園として順次整備され、約50年が経過し、現段階におきましては、施設の老朽化、利用率の低下、町民体育館・体育センターの耐震性が低いといった様々な課題があり、再整備の必要性が顕在化してまいりました。

こうした状況を踏まえまして、本町といたしましては、町民・利用者アンケート調査を行い、朝倉運動公園再整備町民検討委員会や議会の皆様から御意見をいただき、併せて民間事業者に対する対話型意見交換、いわゆるサウンディング型市場調査を実施し、再整備に向けての基本的な方向性を示す朝倉運動公園再整備基本構想案を作成をいたしました。

今後は、この構想を具現化する基本計画を策定した後、官民連携事業者の選定を行いながら、設計、工事という流れで事業を進めてまいりたいと考えております。

さて、御質問の1点目、誰に主眼を置いているかと御質問の3点目、基本理念についてでございますが、本構想の基本理念は、わくわくを生み出し続ける公園－Creativity for

Sustainabilityーであります。これにつきましては、いつ来ても楽しい、何度でも来たいというわくわくした気持ちによって人が集まり、お金を生み出し、その収益で新たな魅力を生み出すことでさらに人を呼び込む、これこそが人もお金も湧く、でございますが、このような人と経済の循環により公園を持続させることが、これからの本町にとって必要であると考えております。

さらに、この基本理念を受けまして、3つの基本コンセプトを設定をいたしております。

1つ目は、人生のわくわくが生まれる公園であります。これは、生涯スポーツ環境を充実させ、スポーツ活動を通して仲間づくりや健康づくりを行うことで、町民の皆様が健康でわくわくする人生を送れることを目指しております。

2つ目は、みんなのわくわくが集まる公園であります。住民ニーズを反映した満足度の高い施設やイベント活動が活発に行える施設を整備し、町内外から多くの方がわくわくしながら集まることで、関係人口の増加を目指しております。

この関係人口につきましては、一時的に本町を訪れる交流人口とは違い、本町に深い関わりと愛着を持ち、将来は定住化につながると期待されるような方々であり、本町の最大の課題であります人口減少を抑制する一助になると考えております。

3つ目は、わくわくを支えつづける公園であります。朝倉運動公園は、災害時に重要な防災拠点、避難場所となるため、防災機能の充実を図り、町民の皆様の生活を守る機能を果たす必要がございます。また、持続可能な公園とするため、マネタイズを意識した官民連携によるパークマネジメントを目指してまいります。

このように、全ては町民の皆様を主眼とした基本構想となっております。

次に、御質問の2点目、再整備方針カードについてでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたサウンディング型市場調査の結果、対話を行った民間事業者が考える方針としまして8つの項目にまとめておりますが、この方針と合わせて、町民・利用者アンケートの結果、町民検討委員会や議会の皆様からの御意見、それら全てを踏まえた上で、先ほど申し上げました基本理念、基本コンセプトを設定をいたしております。

次に、御質問の4点目、官民連携方針について、どの手法を選択するのかについてでございますが、官民連携手法を導入する業務の範囲といたしましては、再整備における設計・建設と再整備後の公園全体における維持管理・運営において官民連携手法を導入する方針といたしております。PFI、DBO、Park-PFIなど、どの手法を選択するのかにつきましては、現段階において決定はいたしておりませんが、本構想策定後、様々な民間事業者との対話を行い、決定をしてみたいと考えております。

都市計画の3本柱であります土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業を推進し、都市再生による好循環の実現に向けた取組を今後も進めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤墳 理君） 課長の御回答ありがとうございます。

幾つか少しお聞きをしたいなあとと思う点がありましたので、お伺いをさせていただきます。

まず、交流人口とは違うというふうにおっしゃって、さらにそれを定住人口に結びつける。そんなにうまくいくのかなというのが正直なところでございますので、交流人口が定住人口になるという要素がどこにあるのかということをもう少し具体的にお示しいただけるとありがたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

やはり公園といいますのは大事な都市施設であります。よって、我々住民がどこの場所で生活するに当たりまして、道路や公園といった社会インフラのこういった都市施設は大変重要であると考えております。よって、現在、岐阜県内におきまして、岐阜公園でありますとか、本巣市にございますもとまる公園におきましては、まさに今、官民連携の手法を用いた手法で事業の展開を計画されております。

そういった観点から、ただ単に公園を訪れて、そこで遊んで終わりというわけではなく、そこに公園があると、そこで、例えばイベントでありますとか、遊具での遊び、スポーツ活動を通じた上で、その施設に深い感銘を持っていただくとか、そういった部分で、将来的にこの町に住みたい、この市に住みたいという思いも持っておられる方もあろうかと思えます。そういった観点からも、さらに魅力ある公園とすることで、垂井町にはこの朝倉運動公園があると、よって、自分たちの子供を、この運動公園を活用したスポーツ活動、はたまた健康という観点で移住定住につながるものであるのではないかという観点で考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

もう数点ちょっと聞かせていただきたいところがございます。

P F I 方式が基本的なスタイルかというふうには思っておりますけれども、P a r k－P F I、すなわち公園機能をP F I化することであるので、ここにはやはりある一定の商業施設等がなければ、なかなか手を挙げてくれる企業がないんじゃないか。成功している事例は幾つかあると思うんですけれども、それは大概受けられる事業者がそれなりのノウハウを持った商業系の会社であつたりすることもあり多くあるというふうに僕は理解しておるんですけれども、その点について、課長のほうの御意見をいただけたらというふうに思います。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどおっしゃられましたように、P a r k－P F Iという官民連携の手法がございます。こちらにつきましては、実は2017年の都市公園法の改正によりまして、このP a r k－P F I制度が導入をされております。県内におきまして、現段階におきましては5つの都市公園の

ほうでこのP a r k－P F Iが導入され、先ほど私が申し上げましたように、現在、岐阜市の岐阜公園、本巣市のもとまる公園におきまして、P a r k－P F I手法を用いました商業施設を導入した公園の運営、そういったことを行われております。

では、なぜそのP a r k－P F Iが全国的に広がっておるのかという部分を少し掘り下げて申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり本町のこの朝倉運動公園におきましても、先ほど私が申し上げましたように、昭和49年から順次整備し、はや50年がたっております。これまでは、運営につきましては垂井町の直営という部分で、いわゆる町の職員が運営と維持管理を行ってまいりました。しかしながら、施設の老朽化でありますとか、利用率の低下という部分で、今後の運営、管理につきましては、これまでの手法がなかなか困難な状況になってきておるということで、昨今、全国的な展開でP a r k－P F Iや通常のP F Iといいました官民連携手法を用いた公園管理が行われております。

民間事業者公園全体の運営を任せまして、公園施設である公共施設を使つての収益事業を展開をしていただくと、この収益の一部を活用して、園路、広場といった特定公園施設の整備を順次展開をしていただくことによりまして、公園全体の施設のリニューアルでありますとか、サービスの向上が図られます。こういった観点で、利用者である住民は、さらにサービスが向上したということで、また訪れたいということで、町民、住民にとりましても、サービスの向上、そしてまた行ってみたいと思えるような公園となり得る。

一方で、行政、垂井町にとりましては、やはり施設の老朽化といった部分の課題が解消し、かつ利用者も増える。そして、最大のメリットは、本町における財政負担の軽減が強く図られるという部分であります。これは何かといいますと、近江商人の経営哲学であります町民よし、事業者よし、垂井町よしの三方よしにつながるものであると考えております。よって、今後の朝倉運動公園の再整備に当たりましては、この三方よしの精神に基づいたパークマネジメント、そういった部分を展開をしてまいりたいと。よって、その手法の一つにP a r k－P F Iがあるということをもた御承知おき願いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

非常に夢のある回答を得られたなというふうに思っておりますが、もう一点、朝倉運動公園がある場所としては、やはりかなり、急傾斜地も含めてという意味で、山のほうにございます。当然、獣害、またもしくは災害時においては土砂崩れ等の危険も伴うところではございますので、その点をどういうふうに民間事業者、今言うように商業系の事業者がどのように管理委託してそれがなされていくのか、ちょっと難しいところがあるのかなというふうに僕の中では思っておりますので、その点についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本構想の中におきましても、やはりこの朝倉運動公園におきましては、約半分ほどが土砂災

害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの範囲内、要はハザードの地域、区域に指定をされております。そのような観点から、この構想を策定する中におきましては、まずもっての位置づけとしましては、やはりこのイエローゾーン内における建物、公共施設の配置はしないこととするという、ある一定の方針を定めております。しかしながら、公園施設としてどうしても必要でありますトイレでありますとか、あとは休憩施設ですね、あずまや、そういった部分は許容していこうという考えでもあります。

よって、先ほど私が申し上げましたように、町民体育館・体育センター、現在のですけれども、あちらは耐震性能が低いという、そして施設が老朽化しているという部分もございます。そしてさらには、今現在立地している場所がイエローゾーン内にもあるという観点で、本構想におきましては、この町民体育館・体育センター、いわゆる新体育館は、公園内のイエローゾーンではない場所への移転、建て替えを構想の中に位置づけております。そういった観点から、今後、民間事業者を公募、選定するに当たりましては、基本的にこの運動公園新体育館をベースに収益事業を展開をされていくものであると考えております。

あわせて、この地域、西濃圏域の商業圏の部分もありますけれども、この辺りも鑑みまして、例えばP a r k－P F Iにより、商業施設がイエローゾーンではない場所に出店ができる可能性もあります。そういった観点で、今後も官民連携を意識した事業者との対話により、どの手法、どういった条件がいいのかという部分を導き出してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） ありがとうございます。

もう少し踏み込んで、ちょっと聞いておこうということがございます。それは何かというと、今言うように商業系の企業さんだと仮に仮定するならば、整備系の企業さんとはちょっと違いますので、なかなかそこまでできるのかということになると、正直言って厳しいなというふうには思っております。であれば、どういった企業がベストなのかという選択になったときに、やはり一つ考えられることは、共同企業体のようなものではないかなというふうに、僕は頭の中に浮かんだのはそれしかありませんでした。そんな考えを持って、今後、この再整備事業について進められる予定というのは、予定じゃないな、考えられておられますかということをお尋ねします。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 藤埴議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の官民連携を公募、選定するにおきましても、先ほど藤埴議員がおっしゃられましたように、当然企業体、コンソーシアムを結成をする必要があると考えております。他市町の例をもってしましても、やはり核になる主要な企業がトップになり、その傘下に、例えば公園全体の緑地を管理する造園業者、イベントを展開するイベント事業者、企画立案をするですね、そういった部分が全体としての共同企業体を結成するというのが今現在の流れになっております。

よって、本町の朝倉運動公園におきましても、一企業と委託するというよりは、コンソーシアムを結成した上での官民連携事業、そういった部分を展開をしていくのがベストではなかろうかという部分も思っておりますので、御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございます。

今度は、最後に町長のほうに御質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今、課長がる御回答いただいた内容について、確かにこれは進めればわくわくするなというふうに感じる部分がたくさんございました。今後、この事業を進めていくに当たり、やはり町長の果たしていく役割というのは、そうした企業体とのコネクション、また当然その中の話し合いについては、相当町長のお力添えをいただかなければなかなか進まんのやないかなというふうに感じておりますので、町長、その辺の心意気というか、これからに挑む気持ちをお聞かせいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 心意気、気持ちを聞かせてくれというお話でございますが、先ほど来、都市計画課長からる御回答申し上げておるとおりでございますが、16ヘクタールある公園をどうしていくかというのは非常に大きな課題でございまして、日々サウンディング調査をやる中でも、担当とは、随分とこの公園の扱いについてはまだまだ課題が山積しておるところでございます。

ただ、唯一言えることは、これまで直営で運営をしてまいりましたが、人口が減る社会、それから事業所であります垂井町としても、今までのような管理の仕方にもおのずといずれは限界の来る昨今でございます。したがって、民の力をどれだけ借りるかということが大きな課題でございまして、中でも管内にございます本巢の公園であったりとか、いろいろございますが、うちが目指す公園は、唯一山側にあるというところをどう生かすかという、それを利点にどうやって生かすかということが、私は大きなポイントだというふうに思っております。

中では、三重県のいなべのほうでは、庁舎周辺にも商業施設を、森の中にあるような仕組みを考えながら、随分とにぎわっておるということもお聞きいたしました。したがって、それらを参考にいたしましても、垂井町も、公園が山沿いにあるといったようなことから、もう既に森のイメージが非常にあると思いますので、西濃地方、それから三重県の岐阜県寄りの業者の皆さんにも周辺の特色を十分説明をしながら、そしてまた駅もあることであったりとか、様々な地域の活動であったり、そういった年間におけます垂井町のにぎわい創出のことも踏まえながら、宣伝であったり、交渉事に入ればなというふうに思っております。

したがって、公園単独だけで考える時代から、共同事業の、全ての垂井町の今活動しております全ての活動が業者であります民間の方々にどう響くかというのが大きなポイントだと思っておりますので、学校の運営でありますことから、保育所の在り方等々、それらの数、それから営みの方法等々、全てをかばんに入れた交渉事をすれば、大なり小なり目を向けてく

る業者もおるのではないかとといったようなことから、このたびの構想につきましては、民の方向性を大きく打ち出したところでございますので、議員の各位におかれましても、何とぞ御支援賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） 町長、ありがとうございました。

これからしっかりと取り組んでいただきたいということを御期待申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

〔7番 山田成利君登壇〕

○7番（山田成利君） おはようございます。

7番 山田成利です。

一般質問、児童・生徒のスマートフォン使用についてお尋ねをいたします。

私からは、以前、同僚議員が御質問されました児童・生徒のスマートフォンの使用についてお伺いいたします。

昨年の民間電気通信事業者の調べによりますと、携帯電話の使用者のうち、約97%がスマートフォンを利用しているという結果となっております。これだけスマートフォンが普及してきた背景には、私たちが生活する中で容易に情報を得ることができ、イベントへの参加申込みやお店の予約が簡単にできることなど、とても便利なツールであることが分かります。一方、小学生、中学生の児童・生徒にとってもスマートフォンの利用は拡大しつつあり、特に時間や場所を選ばず、友達との情報共有や連絡、また気楽にゲームが楽しめることなどから、スマートフォンの長時間利用が問題になっています。

先日、NHKのクローズアップ現代で、スマホ脳過労としてスマートフォンの特集も組まれていました。

スマートフォン依存は、脳科学の世界で物議を醸しています。30～50代の働き盛りでも物忘れが激しくなり、判断力や意欲は低下。患者の脳では、前頭葉の血流が減少するそうです。東北大学では、スマホの使用時間が長い子供の脳に発達の遅れが見られると発表をされています。

一部の自治体では、子供のスマホの規制に動き出しているというのも聞いております。また、子供たちにとっても、長時間のスマホ利用が影響すると思われる急性内斜視もメディアで大きく取り上げられていました。

子供にとっては、こうした依存には、体や学力への影響はもちろん、金銭トラブル、いじめや事件の加害者、被害者にもつながるというデメリットを有しております。

そこで、児童・生徒のスマートフォンの使用について、次の3点質問いたします。

1. 現在の児童・生徒のスマホの所持率はいかほどか。
2. スマホを使用したSNSによるトラブルの発生はありますか。

3. トラブルが発生した場合、学校では対応をどのように取り組まれているのかお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 山田議員の御質問、児童・生徒のスマートフォン使用についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の垂井町の小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所持率についてお答えをさせていただきます。

今年度、岐阜県教育委員会が実施した調査結果によりますと、携帯電話を持っている垂井町の児童・生徒の割合は、小学6年生で60.6%、中学3年生で84.1%となっています。そのうち、小学生の90.4%、中学生の98.6%がスマートフォンを使用しております。所持率につきましては、小学生、中学生全体で、岐阜県の平均より若干高い数値となっております。

平成31年3月の議会定例会におきまして、小・中学生の携帯電話、スマートフォンの取扱いについての御質問をいただきました。その際にお答えしました小・中学生の携帯電話の所持率は、小学6年生が47%、中学3年生が56%でしたので、ここ数年間でその割合が大きく増加していることが分かります。

次に、2点目のスマートフォンを使用したSNSによるトラブルの発生についてお答えさせていただきます。

同じく今年度の県教育委員会が実施した調査結果によりますと、垂井町においてインターネットや携帯電話のメールやSNSなどで被害を受けたり、嫌な思いをしたことがある児童・生徒の割合は、小学6年生で4.5%、中学3年生で8%となっており、いずれも岐阜県の平均に近い数値となっております。

内容につきましては、SNS上での誹謗中傷や、個人情報の不適切な共有などをきっかけに仲間同士でトラブルが起き、解決に向けて対応したというもので、学校から報告を受けているところでございます。

次に、3点目のトラブルが発生した場合の学校での対応についてお答えさせていただきます。

トラブルが起きてしまった場合は、当該児童・生徒の保護を目的に、まずは被害の拡大防止に努めますとともに、問題の解決に向け、保護者との情報を共有します。その場合、トラブルの内容が重く、学校、保護者で解決することが困難な事案については、警察、教育委員会のスクールアドバイザー、スクールカウンセラー、また子ども相談センターなど、多方面の関係機関等と連携して取り組むこととしております。

文部科学省が作成します生徒指導の理論、考え方や実際の指導方法等をまとめた生徒指導提要には、インターネット、携帯電話に関わる問題や対応について記されています。この生徒指導提要によりますと、インターネットは、匿名性、拡散性などの特徴があること、またトラブルが起きてしまうと完全に解決することが極めて難しいことから、未然防止を含めた体制を整

えることが大切であるとしております。また、学校だけでなく、関係機関等と連携した対策を進めることが必要であることが記されています。これらに基づき、小・中学校では、未然防止の取組と関係機関と連携した対策に努めているところです。

具体的な取組の例として、各小・中学校における社会科や技術家庭科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、学級活動などの時間を活用し、情報を取り扱うときのルールやマナーについて教えたり、インターネットにアクセスするときの注意点やトラブルについて考えたりする指導を行っております。

また、家庭、保護者への啓発の取組として、授業参観やPTAの家庭教育学級を活用し、情報社会の中で適正な行動を行うための基となる情報モラルについて、外部講師を招いた講習会や研修会を開催する学校もございます。

今年度開催されました児童・生徒の非行防止などを目的に学校と警察が情報交換を行います学校警察連絡協議会、また関係機関等と連携し、いじめ事案等の未然防止、早期解決に向けた取組を行います垂井町いじめ等対応支援チーム会議の際には、各小・中学校や垂井警察署からSNS等のインターネットに関わるトラブルについての情報共有がなされたとともに、改めて連携体制の確認を行ったところでございます。

既にスマートフォンをはじめとした情報機器は、子供たちにとりまして身近で不可欠なものになっております。本年4月から中学校で新しく使用します道徳の教科書には、自らの情報機器の使い方を見詰め直すページが新たに追加されました。今後も、子供たちが情報機器を適切に使用できるよう、情報モラルを含めた情報活用能力を育成する取組を一層充実しますとともに、地域や保護者にも引き続き情報モラルについての啓発を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、山田議員の御質問、児童・生徒のスマートフォン使用につきまして、青少年の健全育成を推進いたします所管課としてお答えいたします。

近年、SNSを悪用した闇バイトによる犯罪が全国的に問題となっております。本町では、垂井警察署のほか、小・中学校はもちろん、垂井町青少年健全育成町民会議や垂井町青少年問題協議会などの関係団体とも連携しながら、広報及び啓発活動を行っております。

今年度は、10月12日に開催しました青少年健全育成大会で携帯電話会社専任講師による講話、12月7日に開催しました人権フォーラム及び1月30日に開催しました垂井町青少年問題協議会では、それぞれ垂井警察署による講話をお願いし、スマホの利用実態とトラブル、SNSの危険性や正しい使い方について、参加者の皆さんと意見交流する中で理解を深めていただいたところです。

また、本町では、毎月第3日曜日を家庭の日と定め、学校体育館の開放や体育施設の貸出しを休止し、家族団らんや交流の時間、家族による協働活動などの確保、地域での声かけや交流

活動、協働活動などを実践し、温かく安らぎのある家庭や地域づくりを推奨しています。

通信機能付ゲーム機やスマホ、パソコンの普及は目覚ましく、瞬時に情報収集ができたり、多くの人とつながったり、人間の代用をしてくれたりと、私たちの生活から切り離すことのできないツールとなっています。しかし反面、青少年が誹謗中傷にさらされたり、事件や事故に巻き込まれたり、犯罪に加担させられたりする危険性も一層高まっています。カンボジアに監禁され、犯罪に加担させられていた高校生がいたという報道は衝撃的で、私たちの身近に犯罪組織がはびこっており、一歩間違えれば犯罪グループに引き込まれてしまう危険性を強く感じさせられました。

このようなSNSに起因する犯罪から青少年を守るためには、SNSに潜む危険性を、青少年はもちろんのこと、保護者の皆様や青少年を取り巻く周囲の大人に対しても分かりやすく、効果的に伝えることで、周囲に広がり、大人の間で共有されていくことが重要と考えています。未来ある若者が犯罪の被害に遭わないよう、また犯罪に加担しないよう、引き続き垂井町といましては、家庭、学校、地域が一体となって青少年の犯罪防止活動を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御回答ありがとうございました。

スマートフォンの取扱い及びその対応について、いろんな機関と連携しながら対応されていることに対して安心をいたしました。

それでは、1点再質問させていただきます。

スマホ使用のトラブル防止について、学校はもとより、家庭での教育も大切と考えますが、この点について、改めて教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 山田議員の再質問にお答えをいたします。

今の子供たちが生きていくこれからの社会は、AIの利活用をはじめとしまして、一層の高度情報通信社会になることは間違いございません。コンピューターが学校に導入されました平成3年、4年、5年のあたりは、インターネットに接続するコンピューターではなくて、コンピューター単体で入ったんですが、そのときに、コンピューターそのものには光の部分、利便性がある。しかしながら、影の部分、危険性もある。その両面を理解することが必要であるという内容が示されておりました。現在は、その頃に比べますと、スマートフォンをはじめ、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段は高度化しまして、発展しております。手のひらから世界につながる、そういう社会になってまいりました。こういう情報化社会に生きる子供たちにとっては、平成3年、4年、5年の頃と比べて、光の部分はなお強く輝いて、影の部分は大きく深く闇になっているのではないかと捉えられます。

そこで、こういう情報化社会を生きる子供たちのために、平成20年、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が公布、施行されております。この

中には、業者に対する内容はもちろんでございますが、保護者の責務、いわゆる子供たちにスマートフォンや通信型ゲーム機を買い与えられる保護者の責務について、2点ほど触れられております。

1点目は、保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に努めるものとするでございまして。さらに2点目は、保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとするでございまして。

今後とも、学校はスマートフォンやインターネットの利活用に関わります情報モラルについて指導を継続しますとともに、また青少年の問題に関わりましては、生涯学習課長が答弁しましたように、様々な機会を捉えて町民の皆様へ啓発しますとともに、保護者の皆様にも親子教室、親子研修会を開催したり、リーフレットや学校のホームページを利用した啓発を行ったりしてまいりたいと考えております。御理解と御協力を今後とも保護者の皆様にはお願いしたいところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 7番 山田成利君。

○7番（山田成利君） 御回答ありがとうございました。

終わりに、昨今、若者が安易な気持ちでSNSやインターネットにより闇バイトに手を染める、犯罪に巻き込まれる事案が発生をしております。子供たちを犯罪から守るために、教育現場において、引き続きインターネットを正しく使いこなすため、知識や能力、ネットリテラシー啓発や相談窓口の体制強化などに取り組んでいただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 1番 江上裕子でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今後の日本の在り方を考えたとき、少子化対策は重要課題であります。そこで、安心して子育てができるように、国においても子育て世代への手厚い施策が展開されています。その一つに、こども家庭庁による子ども・子育て支援制度があります。

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律である子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを指します。

内閣府の資料によりますと、量と質の両面から子育てを社会全体で支えますとあります。そして、もっとも身近な市町村が中心となって進めますとあり、地域の子育て支援に対する市町村の役割の重要度が分かります。地域によって必要なことはそれぞれ違います。そこで、地域の実情に合わせる必要があるため、地域を知る市町村が中心となり、細やかな聞き取りと配慮をもって進めていくことが求められています。

本町においては、働きながら子育てをするお母さんや御家族から、病気のときに子供を見てもらえるところが欲しいという切実な声をお聞きし、私も過去に一般質問をした経緯がございます。その後、2024年7月から病（後）児保育所つくしが開設されました。以下、病児・病後児保育所とさせていただきます。

病児・病後児保育所とは、病気や病気の回復期にあるお子様を、保護者が家庭で仕事などの都合で保育できない場合に、病院や保育所などに付設されたスペースで保育をするものです。これは、子ども・子育て支援制度の中の地域の子育て支援の充実の項目の中にも明記されている支援です。

そこで1点目、この病児・病後児保育所つくしが開設されてからの利用状況についてお尋ねいたします。

次に2点目ですが、子育て支援を充実するとともに、成婚率を高めるための取組、こういったことが重要であると考えます。多様化の時代であり、結婚をする、しないは個人の自由意思であり、多様な生き方をお互いに理解し合うことは、何よりも大切なことであると考えます。今回は、少子化対策の一つとして結婚にフォーカスをしています、お一人お一人の意思に基づく様々な生き方に敬意を表することを、まずお伝えしたいと思います。

その上で質問をさせていただきます。

厚生労働省のデータによりますと、日本の合計特殊出生率、合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの各年齢の出生率を計測し、積み上げた値のことです。1947年には4.54、1974年には2.05、2023年には1.20となっています。この数値は、1人の女性が生涯を通じて産む子供の人数が1.2人であることを表しています。1.5人未満は超少子化とされ、日本はこれに当てはまります。

少子化により、子供や若者がどんどん減っていくことが想定されます。そこで、若者の結婚に関する意識を知る必要があります。こども家庭庁のホームページに掲載されている令和6年度若者のライフデザインや出会いに関する意識調査、このウェブアンケート調査の結果から読み解いていきたいと思っています。

この調査は、15歳から39歳の未婚と既婚の男女を対象に実施しました。今回は、この中の未婚の男女の意識について一部抜粋しました。箇条書の要領でお伝えいたします。

このアンケートによると、「結婚・子供を持つことは自然である」と回答している未婚者は約5割です。未婚者の男女ともに、「結婚することは自然なこと」という考えよりも、「配偶者がいたら生活が楽しく豊かになる」と回答しています。

また、約6割が「婚活を通じての結婚でもよい」と回答していますが、約5割は「自然に知り合う恋愛や結婚でないと嫌だ」と回答しています。また、未婚者の約6割が結婚したいと思っており、結婚意向のある9割が子供を希望しています。結婚意向のない未婚者の約3割も子供を希望しています。

未婚者の約8割が「結婚という形を取らないことも選択肢の一つである」と回答しています。また、約5割は、「結婚は幸せになるためのステップである」とは捉えていないというデータもあります。つまり、若者は、結婚という形にこだわらない一方で、結婚を希望している若者や子供を希望している若者がいることも分かります。そして、この意識調査から、結婚に対して前向きなイメージを持っている若者が一定数存在することが分かります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の現代日本の結婚と出産、2023年の報告書によりますと、恋人または婚約者がいる未婚男性は2割で、未婚女性では3割弱です。恋人または婚約者のいる未婚者は、2000年代前半をピークに低下が続いています。しかし、25歳以上の過半数は、「理想的な相手が見つければ（1年以内に）結婚してもよい」と答えています。このことから、潜在的な結婚に対するニーズがあることが分かります。

コロナ禍以降、様々な行事がなくなり、出会いの場が極端に減りました。また、デジタル技術の進歩により、よい面もたくさんありますが、直接のコミュニケーションが苦手という若者もいると聞いています。このことから、ほんの少しだけ背中を押すような取組が必要であると考えます。

そこで、2点目ですが、本町として、出会いの場の創出のためにしていることがあればお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、江上議員の1つ目の御質問、病児・病後児保育所つくしの利用状況についてお答えいたします。

病児保育事業は、病気、あるいはその回復期にあるお子さんが、保育所等での集団保育が困難で、保護者の就労などにより家庭での保育が難しいときに、御家庭に代わって専門の保育室で一時的にお子さんをお預かりする事業であり、安心して子育てができる環境づくりのための重要な事業の一つとして位置づけております。

本町は、昨年度まで、他市町の病児保育施設を利用できるように協定を締結して事業を実施してまいりましたが、今年度、博愛会病院が小児科を再開されましたことに伴い、7月に病児・病後児保育所つくしを開設いたしました。

この保育所の利用に当たっては、博愛会病院小児科の受診が必要で、事前に登録と予約をしていただき、児童1人当たり1回2,000円の自己負担で御利用いただきます。また、町外にお住まいの方で本町に勤務されている方なども利用できるよう、大垣市、瑞穂市、神戸町、池田町、関ヶ原町の5市町と広域利用の協定を締結いたしております。

さて、議員の御質問の病児・病後児保育所つくしの利用状況でございますが、2月末までの登録利用人数は25人、うち町内の方が22人、町外の方が3人で、大垣市と神戸町の方が御利用されています。延べ利用日数につきましては58日、うち町内の方が50日、町外の方が8日でございます。

保護者の子育てと就労の両立を図るため、引き続き事業を継続し、利用の周知に努めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、江上議員御質問の2点目、本町における婚活の取組についてお答えさせていただきます。

結婚に関する現状は、非婚化、晩婚化の傾向が見られ、岐阜県が令和5年度に実施した少子化に関する県民意識調査の結果では、結婚の意思について、「いずれ結婚するつもり（理想の相手が見つかるまでは結婚しなくても構わない）」が48.5%で最も高く、次いで、（ある程度の年齢までには結婚するつもり）が32.3%となっており、「一生結婚するつもりはない」は17.0%で、平成30年の前回調査から7.4ポイント増加しています。この調査結果からも、結婚するつもりはないが増加傾向にある一方で、約8割の方は結婚を希望しているということが分かります。

また、独身でいる理由については、「理想の相手にまだめぐり会わないから」が45.4%で最も高く、次いで、「経済的な余裕がないから」が28.8%、「結婚する必要性を感じないから」が24.7%となっています。性別の傾向を見てみますと、男女ともに「理想の相手にまだめぐり会わないから」が最も高くなっており、「異性とうまく付き合えないから」と「経済的な余裕がないから」では、男性の割合が女性より10ポイント以上高くなっています。

こども家庭庁が令和4年度に実施いたしました結婚・子育てに関する若い世代へのヒアリングでは、行政の婚活サービスへの印象について、よく分からないアプリを使うより、行政の婚活サービスは安心感がある、民間より自治体の婚活サービスのほうが出会いや結婚に本気の人に来ていそうといった意見があります。

本町では、令和5年度から出会いの場創出事業、垂井deあいという婚活イベントを、垂井町商工会青年部との共催により、募集定員男女各8名で開催しています。令和5年度では、男女各8名の参加があり、食事をしながら趣味の話などで交流を深めた後、オリジナルのお茶づくり体験などで楽しいひとときを過ごし、参加者の半数である4組のカップルが誕生いたしました。令和6年度では、男性8名、女性7名の参加があり、食事をしながらお互いの共通点を見つけるコーチングゲームやフリートーキングなどで交流を深めていただき、3組のカップルが誕生しています。

新年度におきましては、町内企業から出会いの場をつくってほしいとのお声をいただきましたことから、不破郡労働者福祉協議会と関ケ原町、両町の商工会との共催で、募集定員は男女

各50名とし、より多くの方に御参加いただけるような婚活イベントが提供できるよう協議を進めているところでございます。

結婚という形を望まない人が増えている傾向にありますが、議員御指摘のとおり、結婚に対するニーズはあり、出会いを求める人がいるのも事実です。町といたしましても、そのような人たちの出会いを応援するため、引き続き出会いの場創出事業にしっかりと取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 先ほど病児・病後児保育所つくしの利用状況についてお答えいただきました。最近では共働きをする方も多いですし、また大垣ですとか神戸町のほうからも来ていただいているということでございました。

そういった中で、例えば利用者ですとか、その御家族から何かお声などを聞いてみえたら、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 江上議員の再質問、病児・病後児保育所つくしを利用された方のお声ということでお答えさせていただきます。

御利用いただいた方からは、保育所に隣接して院内に小児科医が滞在しているのでとても安心だですとか、自前で昼食を準備しないといけない施設が他市町にある中で、こちらのつくしにつきましては、病院の給食を利用することができるのでとても助かりますですとか、勤務地に近いところにあるので、休み時間とかにお子さんの様子を見に行けるということで、とても安心感があるというようなお喜びの声をいただいております。

その一方で、発症した日に使えないですとか、料金が高いというようにお声もございました。発症当日に利用することが難しいという意見については、施設の運用として可能な限り発症当日のお預かりを実施していただいておりますが、お子さんの病状や受診されたお時間などによって、お預かりするのが難しい場合もございます。また、料金につきましては、お子さん1人当たり1日2,000円というのが、県内近隣市町と同額とさせていただいているところでございます。

引き続き子育て家庭が利用しやすい事業となりますように努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） ただいま利用者の方のお声をお聞かせいただきました。安心だとか、そのうれしい声の一方で、こういったところを直してほしい、そういったお声が聞けるということもとても大切なことであると感じております。やはりこれは子育て推進課の吉野課長をはじめとする推進課の皆さんが、細やかに、人間力をもって、まさしく対応していただいているというふうに今感じたところでございます。

次に、2点目の婚活支援についての質問をさせていただきたいと思います。

NHKでは、民間の有識者グループ、人口戦略会議のメンバーから、今後、若い女性が過半数以下になりそうというところをピックアップしてアンケートした結果がございいます。その中では、やっぱりこの婚活支援が、どちらかというと効果がないというのが半数を占めております。様々な理由がございいますが、1つは、男性はたくさん集まるんだけど、女性を集めるのが難しいという点がございいます。ですので、これは非常に大切な施策なんですけれども、男性の希望者が多く、女性の希望者が少ないのが全国的な流れでございいますので、そういったところをどういうふうに取り組んでいかれるのか、早野町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私は男でございいますので、その辺の理解が非常に難しゅうございいます。なぜ女性の参加が少ないのかというのは、むしろ江上議員から御提案いただければ、しっかりと取り組みたいというふうに思っておるところでございいますが、このたび、垂井町独自でやってまいりました垂井d e あいでございいますけれども、今年度は、先ほど来、課長からも答弁をさせておりますとおり、企業連絡会の皆さん、それから不破労協の皆様方、それから郡の両町、それから商工会の皆さんといったようなことから、今度は幅広い参加に対する、今日の御提言も含めて、いろんな意見、議論できる場が少し広がりましてので、垂井町だけではひょっとしたら妙案がなかったものが、今度は膨れる可能性がございいます。企画にしろ、女性の参加をどう求めるかといったことも十分議論してまいりたいと思っておりますので、御理解、また応援などをお願いできたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

○議長（若山隆史君） 1 番 江上裕子君。

○1 番（江上裕子君） 今、町長のほうから御答弁をいただきました。これからは女性の声もちゃんと聞きながら、女性が来やすいような環境をつくっていくよと、このような御答弁だったかなというふうに理解をしております。

今回は、子育てに関しまして質問させていただきましたが、若い世代、そして円熟期の皆様、その全てに心を寄せるような、そんな垂井町になることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3 番 水野忠宗議員。

〔3 番 水野忠宗君登壇〕

○3 番（水野忠宗君） 3 番 水野でございいます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思ひいます。

私からは、人口減少対策についてお尋ねをしたいと思ひいます。

我が国は、現在、急速に人口減少が進んでいます。本町においても西暦2000年の2万8,935人をピークとして減少が続き、西暦2020年には2万6,402人、垂井町人口ビジョンによりますと、西暦2040年には2万2,600人と確実に人口減少が見込まれる状況にあります。

人口減少対策として、垂井町は移住・定住促進事業、子育て支援事業等を進めていますが、どの市町も同じようなことを行い、移住・定住者の確保に取り組んでいるのが現状ではないでしょうか。

また、出生数の低下については非婚化、晩婚化、女性の社会進出、非正規雇用の拡大、育児に対する経済的負担が大きい等の理由であるものと考えております。

人口減少と高齢化が進行する垂井町において地域が将来的に存続していくためには、それを担う若者の存在が必要不可欠であると考えます。すなわち、地域で生まれ育った若者がどれだけ地域に残るか、その地域の将来性を測る指標であると考えます。

また、人口減少は地域住民の交流も希薄となり、地域コミュニティの危機を感じる時代であると思っております。人口の確保がまちづくりの要と考えております。

そこで、6点について質問をさせていただきます。

1. 移住・定住促進事業の取組の現状と評価・課題について。
2. 子育て支援事業の取組についての現状と評価と課題について。
3. 若者や女性を町外へ流出させない方策の取組の現状と課題について。
4. 仕事も子育ても両立できるために、町内企業への支援や働きかけの状況や今後の考えについて。
5. 未来の垂井町を担う子供たちの教育の取組と現状と課題について。
6. 人口を減少させない新たな取組や考えについて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（広瀬隆博君） 和田満教育長。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 水野議員の御質問の5番目、未来の垂井町を担う子供たちの教育の取組の現状と課題につきまして、私からお答えいたします。

人口減少、少子化の問題は、日本全国どの地方にとりましても大きな課題です。昨年8月の新聞報道では学校基本調査の結果から、岐阜県の児童・生徒数は初めて20万人を割り込み19万6,557人で、ピークだった昭和60年の39万1,525人からほぼ半減したという記事が掲載されました。垂井町におきましても岐阜県と同様、児童・生徒数のピークは昭和60年で4,247人、今年度の児童・生徒数は1,907人ですので半減以下となっている状況で、少子化の問題への対応は本町にとりましても大きな課題であると考えております。

さて、垂井町の学校は、府中小学校、岩手小学校、北中学校が平成30年度から、またそのほかの学校につきましては、令和2年度から全ての学校に学校運営協議会が設置されましてコミュニティ・スクールとなっております。

学校運営協議会は、地域の方々に委員となつていただき、学校の経営方針等について御意見

と御承認をいただいております。地域と共にある学校としまして、学校の地域の学校支援ボランティアの方々から、環境整備活動はもとより米や野菜作り、踊りやおはやしなどの地域の伝統文化、読み聞かせや職場体験など様々な体験をさせていただいております。

今年度、小・中学校がお世話になった学校支援ボランティアの延べ人数は1,400人を超え、多くの地域の皆様が児童・生徒に関わっていただきました。児童・生徒は地域の歴史や文化、自然の豊かさ、そして何よりも関わってくださる方々から地域の人々のすばらしさも学んでおります。タブレット端末の活用が必須になり人と人との関わりが希薄になる今日だからこそ、様々な人と関わり、手足を動かし、汗を流し、五感全てを使う実体験は、ますます重要になってまいります。私は、各学校にもそうした活動に積極的に取り組むようお願いをしているところであります。

一方、地域の課題、例えば地域の伝統文化を担う後継者の育成のために、学校の教育課程の中に地域の伝統文化に関わる活動や歴史・文化を学ぶ学習を取り入れたり、地域の様々な行事や活動に中学生がボランティアとなって参加をしたりするなど、地域の課題を共に解決する取組も学校は行っております。今年度の中学生ボランティアは、不破中・北中合わせて延べ390人を超えていますが、それぞれに地域の人と触れ合う喜びと自分の住んでいる地域に貢献できた喜びや達成感、そして今後の貢献への意欲を口にしております。これもコミュニティ・スクールとしての活動の成果であると考えております。

小・中学校では、ただいま申し上げましたような取組を通しまして、第3次教育大綱で目指しておりますふるさと垂井に誇りと愛着を持ち、自らの夢や目標、可能性に挑戦し、豊かな心で支え合い、協働のまちづくりに貢献する人の育成を目指しております。今年度実施しました子ども・子育てに関する調査結果では、小学校5年生、中学校2年生を調査対象とした結果も掲載されております。

その中で、「大きくなっても垂井町に住みたいと思いますか」という質問がありますが、「ぜひ住みたいと思っている」が21.4%、「住みたいと思っている」が45.3%となっています。その理由は「家族が住んでいるから」が1番ですが、次いで「垂井町が好きだから」「自然が豊かだから」を上げています。また、「垂井町の人みんな優しいから」や「近所の人たちが優しいから」という理由も上げています。

人口減少、少子化が進む中、垂井町の未来を担う子供たちがふるさと垂井に誇りと愛着を持ち、垂井町に住み続けたい、垂井町に戻ってきたい、戻ってこようという思いにつながるようコミュニティ・スクールとしての活動を充実しますとともに、地域とともに特色ある学校教育を一層推進していくことが課題であると考えています。

さらに、少子化が進む中での垂井町の子供たちにとってふさわしい教育環境を検討することも課題であると考えております。そこで、来年度は学識経験者の助言をいただきながら、先行する各地域の取組の成果と具体的な課題を研究しますとともに、垂井町の将来の学校の在り方について多角的に調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、水野議員御質問の人口減少対策についての１点目、移住・定住促進事業の取組の現状と評価・課題についてお答えさせていただきます。

現在、垂井町が実施しております移住・定住促進事業の取組といたしましては、広域でのPR活動や住宅取得者等に対する補助金を交付しています。PR活動といたしましては、令和５年度では大阪で開催されたいなか暮らしフェアに職員１名が参加し、令和６年度では東京で開催されたふるさと回帰フェアと、岐阜県が東京で開催したぎふ暮らし移住フェアにそれぞれ職員１名が参加いたしました。

垂井町には魅力がたくさんあります。その魅力をいかに伝えるかが課題の一つと捉えておりますので、今後も引き続き広域のPR活動に取り組むとともに、情報発信力の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、助成事業といたしましては、現在、垂井町移住定住促進住宅取得費補助金、垂井町移住促進住宅リフォーム事業補助金、岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る垂井町移住支援金、垂井町結婚新生活支援事業補助金の制度がございます。

垂井町移住定住促進住宅取得費補助金につきましては、令和５年度に町内で転居し、定住する方も補助対象に加えるとともに、同一世帯に１８歳以下の世帯員がいる場合は、世帯員１名につき３万円を加算する要綱の改正を行い、補助内容を拡充して運営しているところでございます。

移住定住促進住宅取得費補助金の交付実績といたしましては、令和５年度で５９件１,２８８万円、そのうち移住者は４８件、定住者は１１件となっています。令和６年度は６５件で１,４８６万円、そのうち移住者は３７件、定住者は２８件となっており、交付実績は増加傾向にあります。

移住促進住宅リフォーム事業補助金の交付実績といたしましては、令和５年度１件で２０万円、令和６年度は５件で１０３万円となっており、こちらも増加傾向にあります。

東京圏からの移住支援金については、これまで実績はございません。

結婚新生活支援事業補助金につきましては、３９歳以下の新婚夫婦等のうち、夫婦等の所得を合算した額が５００万円未満の方を対象に町内に居住するための家賃などを支援する制度で、令和５年度５件で３０７万７,０００円、令和６年度は現在までに１件で４４万９,０００円の交付となっております。

垂井町の移住・定住促進事業につきましては引き続き情報発信に努めるとともに、移住・定住される方への支援にしっかりと取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 吉野敬子子育て推進課長。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、水野議員の2つ目の御質問、子育て支援事業の取組の現状と評価・課題についてお答えいたします。

議員御質問のとおり人口確保はまちづくりの要であり、人口減少問題、とりわけ少子化に伴う人口減少への対応は最も重要な課題であると認識しております。本町におきましても垂井町第6次総合計画後期5年計画の3つの重点戦略の一つ、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりを目指し、「子育てファーストタウンたるい」の旗印の下、安心して結婚・出産・子育てができ、子供たちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでおります。

一方、国においては令和5年12月にこども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するため、こども未来戦略、こども大綱が閣議決定され、児童手当の拡充や大学などの教育費負担軽減などが盛り込まれた施策が展開されているところでございます。

そのような中、本町では令和7年度を始期とする第3期垂井町子ども・子育て支援事業計画を本年3月に策定いたしました。第3期計画では、今年度末をもって終了する第2期計画の成果や課題を踏まえ、全ての子供の育ちと子育て家庭への支援として、地域ぐるみの子育て支援の促進、子育て家庭への経済的支援の充実など、合計107項目の施策について積極的に取り組んでまいります。

議員御質問の子育て支援事業の取組の現状と評価につきましては、小・中学校の給食費の無償化はもとより、第2期計画において取組事項としておりました乳幼児医療費の対象年齢の引上げ、町内保育所の認定こども園化、留守家庭児童教室の内容の拡充や町内における病児保育事業の再開など、子育てがしやすい環境の整備を一つ一つ着実に進めてまいりました。今年度行いました子ども・子育てに関するアンケート調査におきましても一定の評価をいただいているところでございます。

また、今後の課題といたしまして、第3期計画の取組事項であります保育人材の確保や地域のみんなで子育てを支えるまちづくりなどが上げられます。

1つ目の保育人材の確保に関しましては、子育て家庭を支える重要な社会資源である認定こども園や留守家庭児童教室に従事する保育士、指導員の成り手不足に起因する人員の確保が課題となっており、引き続き保育人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、2つ目の地域のみんなで子育てを支えるまちづくりに関しましては、各課の連携はもちろん、町民の方々や地域で御活躍されておられる子育て支援団体など様々な主体と協働し、子供の夢を育み安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、地域のみんなで子育てを支える取組を推進してまいります。

以上、答弁といたします。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、水野議員の御質問の人口減少対策についての3点目、若者や女性を町外へ流出させない方策（雇用の創出や若者の地元定着率を向上させるため）の

取組の現状、課題についてお答えをさせていただきます。

本町における雇用の創出におきましては、商工業を活性化させることが大変重要であると認識をいたしております。このような中で、まず商業振興におきましては土地利用の観点から、垂井町都市計画マスタープランの重点戦略に位置づけております庁舎周辺への都市機能集積拠点づくりの取組といたしまして、現在、市街化区域の拡大による商業機能の誘導を進めているところでございます。

次に、工業振興におきましては、新規企業の誘致だけではなく町内企業の町外への移転防止を図る必要があるため、成長性の高い企業の誘致、既存企業の支援が大変重要であると認識をいたしております。

現在、東海環状自動車道全線開通を見据え、西回りルートに沿線市町におきましては様々な土地開発の取組が進められているところでございます。本町といたしましては、平成29年度に府中離山工業団地開発事業に着手をし、令和2年度に株式会社イノアックコーポレーションに進出をいただきました。

今後におきましては、梅谷におきまして新たな工場用地開発に向けた取組を進めているところでございます。このような産業振興を図ることで住みよい場所、働く場所が生まれ、そして人が集まることで成長と分配の好循環を実現し、人口減少を抑制をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、水野議員の御質問の3つ目、若者や女性を町外へ流出させない方策の取組の現状、課題について、4つ目、仕事も子育ても両立できるために、町内企業への支援や働きかけの状況や今後の考え方について、6つ目、人口を減少させない新たな取組や考えにつきましてお答えをさせていただきます。

国におきましては、地方創生2.0と題し、地方の未来をつくり地方を守る、地方こそ成長の主角として、当面は人口、生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で適応策を講じ、人を大事にする地域、楽しく働き楽しく暮らせる地域を創るとしております。本町におきましても最上位計画である垂井町第6次総合計画におきまして、本町にとっての最大の課題は人口減少への対応と位置づけ、地域コミュニティーや人、企業などの活動を維持し、人口減少の抑制と適応への取組を記載しております。

令和3年度には、住民生活が将来にわたって持続可能にしていくためには若年層を中心とした人口流出傾向を緩やかにすることが必要不可欠といたしまして、本町におけます人口減少要因を分析し、必要な方策を検討するための課題を顕在化し、政策の方向性を検討するための調査・分析を行うため、垂井町人口減少要因分析業務を行ったところであります。

現在の状況といたしましては議員も御指摘のとおり、本町の人口は2000年の2万8,935人をピークに減少しており、住民基本台帳によりますと、2025年2月1日時点では2万5,696人ま

で落ち込んでおります。現状のまま人口減少が続けば、国立社会保障・人口問題研究所推計根拠によります推計によりますと、2060年には人口が1万5,027人まで減少することが見込まれております。

また、年齢3区分別の人口動態を見てみますと、年少人口は1985年の6,392人をピークに減少し、2020年には3,272人となる一方、老年人口は1985年の3,088人から2020年には8,280人と増加の一途をたどっております。少子高齢化がさらに進むことが想定されています。生産年齢人口も1995年の1万9,622人をピークに減少傾向にあり、2020年には1万4,765人となっています。

社会動態について見てみますと、2019年以降、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、2021年には156人の社会減となっています。2008年以降は、主に10代後半から20代が職業上及び結婚などを理由に本町から転出する状況が続いており、愛知県の名古屋市や西三河地域の大企業などへの就職増加が影響していると考えられています。U I ターン者数も若年層になるにつれて減少し、特に女性は一貫して減少しており、転出による人口減少が顕著となっています。

若年層と女性の転出が加速している本傾向は、町内の製造業従事者が43.6%と全国的に比較しても特化係数が高く、職種や職業選択肢が限られ、若年層や女性にとって魅力的に映る仕事が多く、女性にとっては仕事と子育てを両立させにくい人の意識があり、それらが起因してまちの魅力を阻害していることが考えられます。

若年層や女性が本町で暮らしていただくためには、本町でチャレンジできる機会を創出することにより仕事の選択肢を増やし、仕事と子育ての両立を支援してくれる人を増やし、暮らし続けてもらえるよう魅力的なまちをつくり、若年層や女性の暮らしの満足度が向上するよう体系的に取り組む必要があると考えております。

これまで垂井町人口減少要因分析業務の分析結果を基に、起業を希望する若年層や女性への支援、それぞれの希望をかなえる取組といたしまして、町が主催します創業のための学校である垂井町創業支援アカデミー事業、町に関係する人で事業者支援をしていただける方をリスト化し、事業者相談に応じていただく垂井町創業支援コミュニティリスト事業、町がEC化を全面的に支援する垂井町オンラインコレクション事業を行ってまいりました。

また、若年層を対象としたイベントや若年層が考えたイベントを実施できるよう働きかけをする取組として提案型地域活性化事業を、地元の企業を知る機会の充実も踏まえ、垂井町企業連絡会の設置を行ってまいりました。

さらに、テレワーク勤務ができる場所の確保も踏まえ、コネクトベース垂井を昨年12月に開館いたしました。

これらにより、地域活性化や人口減少対策の取組や成果を常に見せ、若年層や女性が本町に誇りを持つことで住み働くことをイメージしていただけるよう取り組んできたところであります。

今後は、本町の地方創生拠点でもあるコネクトベース垂井におきまして、新たな技術や考え方を生み出した新規事業の創出、起業、キャリアアップなどを目的とする各種セミナーを開催し、学びや自己実現の機会を提供するため引き続き創業支援事業を、町内外事業者や町外大学・大学院と連携した実証実験や異業種技術交流を実施し、技術協力や協業機会を提供するための産業創出支援事業を、仕事のスキルアップやキャリアアップを目的としたイベントを通じ、子育て世代の情報交換や交流機会を創出し、地域で安心して協力し合える仲間を得られる機会を提供するための子育て支援事業などを行ってまいります。

また、策定いたしました第3期垂井町子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き再就職を希望する人のためにハローワークの求人情報を配架して情報提供を行うほか、ハローワーク職員による出前職業相談会を実施するなど就職活動のための支援を行うとともに、関係機関と連携をしながら事業所などに対し多様な働き方に関する意識啓発を促進してまいります。

これらの取組により、2024年に更新しました第3期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標「まちに仕事をつくる」「まちへの人の流れをつくる」「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「まちを魅力的な地域にする」の実現を目指し、本町の最大の課題である人口減少へ対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 御質問の6点目になりますけれども、人口減少させない新たな取組や考えにつきまして、私のほうからお答えをしたいと思います。

人口減少対策につきましては、健康、医療、子育て、教育、産業、交流など、第6次総合計画に掲げる様々なテーマ、視点に立って取組を進める必要があると考えております。現状の主な事業に関します評価や課題などにつきましては、冒頭、教育長、そしてそれぞれの担当所管の課長からお答えをさせていただいたとおりでございますが、令和7年度予算における新たな取組といたしまして一例を少し申し上げたいと思います。

まず移住・定住促進事業では、地方就職学生事業補助金といたしまして、東京圏内の大学に就学されております大学生や大学院生が岐阜県内の企業等に就職し、垂井町に居住していただくことを目的といたしまして、就職活動のために要した交通費の一部などを補助する取組を開始いたします。

また、結婚新生活支援事業では、先ほど来回答にもございましたとおり、出会いの場創出事業といたしまして、垂井町独自の取組から不破郡労働者福祉協議会、そしてまた関ヶ原町、そしてまた両町の商工会と共催により拡充して取り組んでまいりたいと考えております。

また、垂井町ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」では、楽しい地方共創推進事業につきましては、先ほど産業課長が申し上げたとおりでございます。

このように、若い世代のなりわいを用意いたしまして、そのエリアをあらゆる災害に耐え得

るものといいたしながら安心して暮らせるまちにしていけることが求められておると、そのように考えておるところでございます。

このように、人口減少させないための取組につきましては第6次行財政改革によりまして、まち全体の事業の中で限られた財源を有効に活用しながら優先度を考慮した事務事業の選択をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 3番 水野忠宗議員。

○3番（水野忠宗君） 御答弁ありがとうございました。

各課様々な施策を実施されまして御努力されているということに感謝を申し上げます。

さて、移住関係でございますけれども、選ばれる垂井町ということを考えてみますと、いかに垂井町がどんなことをやっているんだというのが情報発信ですね、こういう情報発信力をもっともっと強くしまして、ほかの市町との差別化ということでもありますし、すぐに若い方がスマホなんかで、垂井町はこんなことをやっているんだなということが気づいてもらえるような情報発信力を今後も取り組んでいただきたいなということをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○副議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて。

現在、多くの方が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいません。入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために自分で定期的に母乳を絞る必要があった母親は、一人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに一人で一体何をしているんだと、さも目的外利用しているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。また、産後に職場復帰する女性にとっても職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっています。

赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳が作られるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり、乳腺炎等を発症するおそれがあり数時間ごとに搾乳する必要があるからです。しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し、母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

WHOは2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILOによる母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。

海外では企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行

っています。しかし、国内においては授乳室と搾乳室を併記した表示については行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

本年1月16日、参議院予算委員会では公明党の佐々木さやか参議院議員が、国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するように求めたところ、中野洋昌国交大臣からは、ガイドラインに記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。

女性が出産後、安心して社会参加ができ健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、早野町長に伺います。

出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、御所見を伺います。

続きまして、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について。

災害時に地域住民の避難所となる学校体育館の防災機能強化の推進について質問します。

学校体育館は子供たちの教育の場であり、災害時には地域の避難所として重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童・生徒に加え避難者も安心して過ごせるようにすることが大切だと考えます。

近年は全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっています。2018年夏には学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きています。また、激甚化・頻発化する自然災害において避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことなどから、避難後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しています。

国際赤十字が提唱する最低基準（スフィア基準）の項目でも、避難所について最適な快適温度、換気と保護を提供するとあり、このような問題意識から安全・安心な教育環境と避難所の環境整備について大幅な加速が求められています。

2024年9月1日時点の全国の公立小・中学校の空調設置率は、普通教室で99.1%、体育館の設置率については、2018年の約1%から18.9%に上昇しているものの、まだまだ少ないと言わざるを得ません。本町においても、まだ残念ながらゼロ%という実態です。

そこで、公明党は昨年12月11日、2024年度補正予算案をめぐる衆議院予算委員会の質疑の中で、党文部科学部会長の浮島智子議員が学校体育館への空調整備について全国的に設置が進んでいない状況を指摘し、大幅な加速が求められると強調。自治体が円滑に整備を行うために参考となる事例を周知すべきと訴えました。

また、空調を整備する自治体への臨時特例交付金をめぐっては、空調設置と同時に断熱性確保を求めないなど柔軟な運用を要請、リーズナブルで効果的な断熱方法の周知も求めました。

こうして2024年度補正予算案で学校体育館のエアコン設置に779億円が計上され、空調を整備する自治体への特例交付金の新設、関連工事を含めた費用の2分の1の補助など確定いたしました。国の予算が確保されたわけですから、あとは我々自治体が連携して直ちに学校の空調整備を進めるときです。

その際、私が強調したい点があります。

それは、せっかく新たな交付金や補助金を活用して整備を進めるわけですから、単純に従来の一般的な体育館型のエアコンを設置すればよいという発想ではなく、本町の学校体育館への空調整備は空調効率の最適化や導入時のコストだけではなく、ランニングコストの比較、さらには2050年度のカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化に資する設備など、最新の技術や先進的な導入例についてしっかりと研究し、比較検討をすべきということです。

例えば、一般的なつり下げパッケージエアコンや床置きパッケージエアコンだと、一定時間ごとに空気の入替えが必要となり空調効率が犠牲となりますが、置換空調方式を採用した空冷パッケージエアコンだと外気100%導入で窓開けによる換気が不要となり、短時間で冷暖房された空気が体育館の隅々まで行き渡ります。

また、災害時には多くの場合停電が想定されます。避難所となった体育館にエアコンがあっても、停電で稼働しなければ意味がありません。電力の復旧が長期化する場合もあります。平時から非常用の発電機の併設を検討することも効果的だと思います。その際、重油や軽油を燃料とする発電機よりも災害時において比較的運搬しやすい、すなわち継続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の一つだと考えます。

町長、このタイミングで本町の公立小・中学校全ての体育館に空調設備を設置することを決意することは当然として、国の内閣府防災や文部科学省の担当部署と連携して体育館に空調施設の最新の技術や事例を参考にすべきと考えますが、町長の見解を伺います。よろしくお願いします。

○副議長（広瀬隆博君） 吉野敬子子育て推進課長。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、誰もが安心して搾乳できる環境づくりについてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、授乳室が搾乳できる場所の一つであるにもかかわらず、授乳室に搾乳室と表記されていないために、赤ちゃんを連れずに1人切りで授乳室に入って搾乳することをためらう方がいらっしゃることは私も認識しております。せっかくある授乳室を誰もが気兼ねなく安心して利用していただければよいと私も考えます。そのためには、社会全体で出産後の女性の健康管理について正しく理解していただくことが必要となります。

議員御紹介のとおり、こども家庭庁では情報発信や国土交通省と連携した周知啓発について検討が進められております。本町におきましても毎年発行しております子育てサポートブック、こちらの2025年度版には、この搾乳に係る記事の掲載を予定しております。

また、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳していただけるよう、こども家庭庁などの情報サイトにおける情報発信を周知してまいりたいと考えます。

あわせて、企業、事業所等に向けても関係所管と連携し、出産後の女性が安心して職場復帰できる環境づくりに向けた取組の周知啓発に努めてまいります。

引き続き、安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、御質問の1つ目、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてのうち、公共施設や職場における取組につきまして、垂井町役場庁舎を例に挙げ、お答えをさせていただきます。

本町役場庁舎では、来庁された皆様方に安心して赤ちゃんへの授乳等をしていただけるよう、庁舎1階に授乳室を整備をいたしております。こちらは、これまで利用された方から寄せられた御意見なども反映をし、ソファの位置を変更するなど使いやすい環境づくりに努めております。

また、女性職員が利用する更衣室には畳スペースを設けまして、体調が悪くなった場合に休息ができるようにしておりますが、更衣室内には水道設備もございますので、こちらで搾乳をすることも可能でございます。

あわせて、生後1年に達しない子を育てる職員が、その子のために必要な授乳等を行う場合には特別休暇の制度を設けるなど、環境づくりに努めているところでございます。

しかしながら、庁舎内の授乳室には、これまで授乳室と搾乳室の併記の表示はいたしておりませんでした。今般、議員の御指摘を受けまして、搾乳ができる旨の表示について早急に対応いたしましたところでございます。今後、各公共施設の所管課にも周知をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 中村議員の御質問の2つ目でございますが、避難所となります学校施設の防災機能強化の推進についてお答えをさせていただきたいと思います。

体育館への空調設備の設置につきましては、これまでも中村議員をはじめ議員各位から御提言、御要望をいただいております。町執行部におきましては、その都度、学校施設の現状でありますとか、近隣自治体をはじめ先進事例の状況、あるいはまちの財政状況も十分精査しながらこれまでお応えをさせていただいたところでございます。

文部科学省が策定をいたしました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関します中長期目標では、全国の公立小・中学校施設への空調設備の設置を令和17年度までに95%

の整備を行っていくこととされております。

また、避難所となります学校施設の防災機能強化の推進につきましては、令和5年7月、令和7年2月に文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長より通知文書が発出されまして、避難所となる学校体育館の空調整備の推進と併せて能登半島地震の対応等を十分に踏まえながら、非常用電源の確保等についても周知がなされたところでございます。

議員御案内のとおり、公立学校施設におけます体育館等への空調整備につきましては、国の令和6年度補正予算において空調整備の加速化を図るため、新たに空調設備整備臨時特例交付金が創設されました。

交付金の概要を少し触れさせていただきますと、算定割合につきましては、従前の交付金と同様の2分の1、対象工事費につきましては下限額400万円、上限額7,000万円となっております。

工事の内容につきましては、冷暖房設備の新設工事で、設置工事と併せて行います断熱性確保の工事、また関連工事として、高圧電気を低圧電気に変換するキュービクルの設置工事なども対象となっております。

補助要件といたしましては、避難所として指定されている学校であること、また断熱性が確保されることとされ、空調設備設置と別の年度において実施いたします断熱性確保のための工事についても、令和15年度までに完了が確保されれば補助の対象になるとされておるところでございます。

また、新たに新設されました臨時特例交付金については補助単価の見直しも行われ、従来の空調単価の約1.5倍に設定されたことや、地方財政措置といたしまして起債充当率が100%、元利償還金への交付税措置率が50%、また光熱費やランニングコストについても令和7年度から地方交付税措置が講じられるなど、自治体の財政面にとりましても魅力的な事業として見直しが行われたところでございます。

学校体育館につきましては、子供たちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されることから、空調設備の必要性については十分に認識をいたしておるところでございますが、垂井町の学校施設の整備につきましてはこれまでも答弁させていただきましたとおり、全ての児童・生徒が毎日使用いたしますトイレの洋式化でありますとか、普通教室の照明器具のLED化、加えて経年劣化などによります施設設備の修繕、更新など、教育環境の質的な向上・改善に努めますとともに、子供たちが安全に・安心して学校に通うことのできる施設整備を重点に置き、優先順位をつけながら事業を進めてまいったところでございます。

一方、近隣市町の令和7年度に取り組まれる事業を見ますと、学校体育館への空調設備に係る予算、あるいはその設置に係ります調査・設計に要する予算計上がされておるなど、空調設備の設置の取組に着手することが各市町で発表されておるところでございます。

今回、中村議員からいただきました体育館への空調設備の導入に係ります御提案も参考にい

たしながら、既に設置をされております自治体の費用に対する効果、あるいは今後設置を予定しておられます自治体の考え方、また垂井町の将来的な公共施設の在り方も十分に検証しながら、改めて議員各位の御意見も伺い、引き続き調査・研究をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） ただいまは、町長さん、各課の御答弁ありがとうございました。

誰もが安心して搾乳できる環境づくりといたしまして、まず授乳室において搾乳室という併記も早々にしていただけるということをお伺いして、大変にありがたいと思っております。まずは行政として率先垂範で取り組むことで、町長さんが掲げていらっしゃる子育てファーストタウンとしての役割を果たせるのではないかなというふうに思っております。大いに期待しておりますので、ありがとうございます。

空調設備につきましては、町長さんも詳しく説明をしていただきました。本当に今回、新たな学校体育館への空調整備に特化した臨時交付金が創設されたということで、近隣市町で進められているところもございますが、この臨時交付金も対象期間ですね、先ほど言われましたが、予算は国としても毎年決めるものでありまして、執行率が乏しいと予算が確保できない可能性があると思いますので、早めに検討を進めるべきだと考えますが、その点だけお願いいたします。

○副議長（広瀬隆博君） 早野博文町長。

○町長（早野博文君） 中村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

制度が充実をいたしました。少し前になりますと、前の制度に着手された市町は、この新たな措置された臨時交付金を見たときに、多分、恐らくタイミングとしてはずらしてもよかったかなというのもあるやもしれません。これは確定ではございませんが、その辺の国の動向もきちっと出ないと、やや早めに飛びついたら後からもっと充実したものが創設されるということも多々国の予算でございますのであります。一方で、今度遅れがちになれば今議員おっしゃったとおりでございます。要望が少ないと予算が減少することも想定されますので、国の動向等々十分担当所管を通じて調査しながら、最終的には議会の皆様方と御相談して決定してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみ議員。

○12番（中村ひとみ君） 前向きにお考えだと推察いたしました。

一日も早く未来の子供たちのために、そして町民の安心・安全のために空調整備に取りかかっていただくことを期待しまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時45分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2 番 中川泰一君。

〔2 番 中川泰一君登壇〕

○2 番（中川泰一君） 2 番 中川泰一です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

質問の内容としては、菩提山城跡のハイキングコースについてです。

この菩提山城跡ハイキングコースを少し説明させていただきます。

ハイキングコースの菩提山城への行く方法としては4か所ありまして、白山道入口、お茶屋入口、大手道入口、山の神入口とあり、登山者に人気のあるコースは白山神社から登る白山道、距離として1,350メートルと禅幢寺から登る大手道（1,950メートル）がよく登山者が利用しております。今、山の神入口は電力会社が工事していますので通行はできませんが、一番近い距離で登ることができます。

昨年4月から竹中半兵衛公顕彰会の皆さんたちが、このコースの入り口に登山者の人数を確認するためのカウント箱を設置しました。単純な構造で、箱に町内・県内・県外と分けてビー玉を箱の中に入れてカウントするものです。登山者の人数は、令和6年4月から令和7年2月末までには町内では373名、県内では854名、県外では705名となり、合計で1,932名が登山され、実際はもっと登山者がいると思われますが、やはり竹中半兵衛公を慕う絶大なるファンが県内外から訪れ、登山を楽しみにやっています。

この菩提山城跡ハイキングコースは、50年ぐらい前に垂井町から援助をもらい、岩手の有志の方々と整備したと聞いております。現在は、岩手地区まちづくり協議会、菩提山登山路愛護会、半兵衛公顕彰会の皆様が整備を行っております。岩手地区まちづくり協議会は年2回の草刈り等を、愛護会の皆さんは年10回の草刈りと道直し等を、半兵衛会顕彰会は年2回の半兵衛ウォークの開催時の前日に草刈り・点検を行っております。

地域の協力で保たれている登山路は、昨年8月の台風の影響で登山路の一部が壊滅的にダメージを受けております。昨年12月に故鈴木議員の発案で、電力会社のモノレールで登山路まで資材の運搬が行われ、今月3月にも登山路愛護会の皆様が整備を行う予定であります。登山路の整備作業も人海戦術なので難航するのではないかと心配しております。

現在、菩提山城跡では昨年の12月に発掘調査の中間報告があり、場所としては本曲輪と台所曲輪の2か所で、本曲輪では建物があつたとされる基礎の跡が見つかり、出土品としては、天目茶わん、かわらけ、染めつけのおわんなどが見つかりました。

今後、令和7年度、8年度の2か年で調査を行います菩提山城跡は、今後国の指定を受けられると確信しておりますが、今現在、登山路では登山者やボランティア活動をしていただける皆様が安心・安全な登山や環境整備活動ができやすいように、垂井町として登山路の整備をしていただきますようお願いいたします。特に、登山路の整備については物資の材料、運搬、労

働者のことがとても心配しており、地元団体や地元のボランティアさんたちも一生懸命整備をしていますが、限りがあります。しっかりとした予算を立てていただき、垂井町の観光名所にしていきたいという思いで質問しております。

町長また所管の御意見をよろしく願いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 中川議員の御質問、菩提山城跡ハイキングコースについてにつきまして、お答えをさせていただきます。

竹中半兵衛公や菩提山城跡の魅力発信に御尽力されました故鈴木議員からも、昨年6月定例会の一般質問で御質問いただき御回答させていただいたところでありますが、菩提山城跡ハイキングコースは議員御発言のとおり、岩手地区まちづくり協議会、竹中半兵衛重治公顕彰会、観光協会といった様々な団体の皆様の御協力の下、維持・管理を行っております。簡易な整備につきましては、地元菩提山登山路愛護会へ委託しており、本年度も継続的に実施をさせていただいております。

一方、菩提山城跡周辺を通る林道として平成20年度から16年かけて開設工事を行った半兵衛グリーンロードが完成し、昨年7月に開通式を挙行了いたしました。その半兵衛グリーンロードを活用し、観光振興などにより地域の活性化を図るため、岐阜県観光景観林整備事業などによる景観や森林整備、施設整備の総合的な計画として、垂井町観光景観林総合整備計画の策定を予定しております。

計画策定に当たりましては、地元山林組合、観光協会、林業従事者、西濃農林事務所、西南濃森林組合で組織する垂井町半兵衛グリーンロード利活用検討会を設置し、3回の会議において御議論いただきました。

計画におきましては、車を主な移動手段として想定し、半兵衛グリーンロード沿線の施業ポイント付近から尾根沿いに沿っての歩道の開設整備や不要木の除去などを行うことを予定しております。

また、豪雨時の流水によってハイキングコースが洗掘されるのを防ぐため、簡易横断溝の設置や、腐朽のため杭木のみとなっている階段の横木設置なども予定しております。

事業実施に当たりましては、岐阜県観光景観林整備事業や岐阜県森林空間施設整備促進事業といった補助金を活用し、計画的に実施してまいりたいと考えております。来年度は所有者の同意取得など、関連条件の整備を行っていく予定です。

今後、菩提山城跡が国の史跡指定を目指していく中でハイキングコースの利用者がますます増えていくことが予想されますので、地元の皆様と連携し、御協力をいただきながら、安全かつ快適に御利用いただけるよう継続的に整備してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 御答弁ありがとうございました。

半兵衛グリーンロードの利活用として新たな登山道を造るという計画を昨年6月、鈴木議員さんが質問された折に言われましたが、今現在どのようにそれが進んでいる状況なのか教えていただけるとありがたいです。

○議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 中川議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの回答の中でもお話をさせていただきましたが、現在、観光景観林整備事業等を活用しながらの整備を予定しておりますので、垂井町観光景観林総合整備計画の策定の素案を作成していただいたところでございます。

今後、来年度以降、先ほどお話しさせていただきましたように、当然整備に当たりましては地権者の皆様の御理解が必要になりますので、そういった関連条件の整備を来年度行いながら県に対する補助金の申請等を行い、またほかの補助金等も活用できないかにつきましても調査・研究しながら、計画的に継続的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） ありがとうございました。

調査・研究していただけるということで御答弁いただきました。

実は、これは質問ではありませんが、今、山の神入り口のところから菩提山城跡まで行けるのですが、今電力会社さんが工事をやっていて通れません。今、大体工事はもう最終的になっておると思うんです。そこの山の神というのは山道がずうっと続いていて行き止まりになっております。その作業道が大分拡幅されて、行き止まりのところは、今、普通の乗用車だったら10台くらいは止められる、確保できるような敷地になっております。そこからあの上を見ると山城跡まで150メートル、ちょっと勾配がきついですけど150メートルぐらいで上がれそうな気がします。ぜひそれも調査研究していただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地域では、菩提山城跡ハイキングコースの整備をしておりますが、やはり地道な努力が必要だと思っております。地域の人もそういう考えで整備を行っていますが、ぜひとも垂井町さんにも絶大なる御支援をいただいて整備を整えていっていただきたい。それはあと2年後に国の指定を受けるということで、やはり観光客が、また登山者が多いのではないかと考えますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、鈴木議員が逝去されました。長いことまちづくり協議会を発足するときから十何年お付き合いしていただきました。竹中半兵衛公や菩提山城跡の魅力の発信の第一人者であります。改めて感謝を申し上げてお悔やみ申し上げます。私の一般質問は終わります。以上です。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

1つ目は、老朽化対策と公共施設等総合管理計画について、2つ目は、5歳児健診についてであります。

1つ目、老朽化対策と公共施設等総合管理計画について。

1月28日、埼玉県八潮市の交差点で発生した陥没事故。道路陥没を招いた下水道管について、点検時にコンクリート壁面の腐食の状態を見誤り、損傷を実際よりも小さく判定していた可能性のあることが分かりました。劣化を過小評価したことで補修が遅れ、陥没事故につながったおそれがあります。

現在、日本全国で公共建築物及びインフラを含めた公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっています。戦後の人口増加と経済発展に伴い公共施設等は整備されてきましたが、近い将来に多くの公共施設等が更新時期を迎えて財政を圧迫することが懸念されています。

総務省は平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しました。公共施設等総合管理計画は、本町が保有する全ての公共施設及びインフラを管理していく上での基本方針を示し、その方針に従い個別施設計画を策定し、公共施設等の管理を実施するものです。中長期的な視点に立った公共施設等の管理を実施するため、本計画の計画期間は平成29年度から平成48年度までの20年間としています。公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜本計画（公共施設等総合管理計画）に反映するものとしています。

垂井町では、過去に建設された多くの公共施設等がこれから更新時期を迎えます。公共施設等の全体を把握し、中長期的な視点を持って更新、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化していかなければならず、新庁舎建設を終えた今、この先の公共施設の管理計画を推進していかなければならないと思われます。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目、垂井町公共施設等総合管理計画の進捗状況についてお尋ねします。

2つ目、垂井町公共施設等総合管理計画の計画期間は、2017年（平成29年度）から2036年（令和18年度）までの20年間としています。アクションプランは、2019年（平成31年度）から2036年（令和18年度）までの18年間を計画期間としています。垂井町第6次総合計画は、計画期間が2018年（平成30年度）から2027年（令和9年度）とし、前期5年計画・後期5年計画としています。垂井町公共施設個別施設計画は、2036年を計画の終点として2021年（令和3年度）から2036年（令和18年度）までの16年間を計画期間とし、5年ごとに計画を更新していくこととしています。行財政改革は、2023年、2024年、2025年としています。各計画期間と計画更新時期が一見ばらつきとも見える、これらをどのようにして整合し、整合を図っているのか。

各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜本計画に反映されているのかをお尋ねいたします。

3つ目は、総合管理計画に記載されている更新に係る経費は公共施設等更新費用試算ソフトを用いた概算であり、本来であれば個別施設計画の積み上げによって更新や建て替え時期を記載すべきだと考えますが、垂井町の公共施設個別施設計画によりますと、府中保育園と岩手保育園を統合し、垂井北こども園となる予定とあり、2027年設計、2028年、2029年に工事とあります。宮代保育園と表佐保育園を統合し、垂井南こども園となる予定とあり、2029年に設計、2030年に工事ともあります。アクションプランにおいても同様、同用途施設間での統合とありますが、これはもう現状に即していない計画ではないかと思えます。

保健センター等も新庁舎東館へ移動後に解体を行う、それが2027年となっております。多くのコミュニティセンターも2024年に地域移譲とあり、現状と即していないようにも思われます。

このように、即していないにもかかわらず、個別施設計画を実行した場合の施設に係る2056年までの更新費用見込額総額が266億円と記載してありますが、個別施設計画の積み上げによって更新費用や建て替え時期が記載されているのかを尋ねるものであります。

4番目、維持管理、更新等に関わる中、インフラを含む公共施設における将来の更新費用が財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われます。公共施設等総合管理計画による本町の公共施設等更新費用は、ここではあえて数字を出すことは避けますが、将来は投資的経費の実績の2倍程度の費用が求められることになるかとあります。本町の維持管理、更新、長寿命化等に関わる中長期的な経費及び財源状況は大丈夫かを確認するものであります。

続きまして、大きく2点目、5歳児健診全国実施へと補助引上げなど支援強化について、以下尋ねます。

5歳前後は対人の関係や言葉の発達の状況などが見えやすくなる時期とされていることから、こども家庭庁は就学前に必要な支援につなげようと昨年度から5歳児健診の全国の自治体での実施を目指し、自治体への補助を引き上げるなど支援を強化しています。子供の発育状況などを確認する乳幼児健診は、1歳半と3歳での健診が母子保健法で義務づけられていますが、5歳児健診は自治体の任意で、国の調査では令和4年度は全国の自治体の実施率は14.1%と、多くの子供は3歳児健診後、小学校入学前に受ける就学時健診まで約3年の空白期間があります。小学校入学前の健診よりもさらに1年前に行う5歳児健診は、子供の強みや弱みなど早く分かることで、保護者としても子供にどう対応していくか、子育てのし方にも関わってきます。

また、支援が必要な子もそうでない子も情報が早めに学校に伝わることで、学校側の支援や受入れ体制が確立できることが期待されています。

3つ目に、子供の発達の特性や段階を早期に把握することで、保護者と学校、医療などとの連携が可能となり、子育てや就学時に必要な支援につながるとも言われております。国は令和10年度までに全国の自治体での5歳児健診実施率を100%にすることを目指すとしており、今年度は健診費用の補助額を引き上げて市町村と国が2分の1ずつを負担するとしたほか、継続

して支援する体制を整備するための今後は、健診に必要な医師らを確保する費用や、保健師や心理士などへの研修費用も自治体に補助するなど支援を強化しました。

5歳児健診には地域のフォローアップ体制、保険、医療、教育、福祉、これが必要となります。すぐにはできないとは思いますが、今から5歳児健診受入れ体制づくりに取り組むべきではないか。

そこで、お尋ねします。

5歳児健診に対する今後の我が町の対応、取組についてお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 富田議員の御質問の1つ目、老朽化対策と公共施設等総合管理計画につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の垂井町公共施設等総合管理計画の進捗状況についてでございます。

議員御指摘の垂井町公共施設等総合管理計画などにおきましては、公共建築物の延床面積を2019年度から2036年度までの18年間で30%縮減をすることを目標といたしております。この30%縮減の目標数値を計画期間であります18年間で割りますと、あくまでも単純計算ではございますが、1年当たり1.7%縮減を進めることとなり、2019年から本年度2024年度末までの5年間で8.5%の縮減が一つの目標の数値となろうかと思えます。

その上で、2024年度、本年度の時点では実際に2.4%の縮減となっております。主なものとして、旧庁舎や中央公民館の解体による減少、東分団旧消防車庫、あるいは農林畜産物販売所「半兵衛の里」の移譲に伴う減少、反対にワイワイプラザ垂井の建築による増加等が上げられるかと思えます。

また、縮減面積への影響はございませんが、本年度は旧垂井東保育園を改修をし、新たにビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」を整備をし、未利用施設の再利用に関する取組を実施したところでございます。

そのほか、各課におきましては毎年7月頃、所管する施設の外壁、建具、防水状況、内装、外構の状態を点検をし、その点検結果や前年度の改修・修繕等の履歴を記録をすることで、公共施設の安全確保と長寿命化に向けた対策の検討を実施をいたしております。

このような取組も含め、引き続き各施設の適切な管理、計画の進捗・運用に努めてまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の公共施設等総合管理計画、あるいは個別施設計画、そのほかの各種計画は、それぞれの計画期間や更新時期は異なるが、どのように整合を図り計画に反映をしているのか。また、3点目の公共施設等総合管理計画に記載する更新経費は、個別施設計画の積み上げによる更新費用や建て替え時期を記載するべきではないのかにつきましてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、本町には公共施設に特化した計画としまして、2017年（平成29

年）３月策定の公共施設等総合管理計画、2019年（平成31年）３月策定の公共施設アクションプラン、そして2021年（令和３年）３月策定の公共施設個別施設計画の３つの計画がございます。いずれの計画も５年ごとに見直しを行うこととしており、ただし、それぞれに策定をした年度が異なることなどから見直し年度も異なります。そのため、これまでは2022年、これは令和４年でございますが、令和４年３月に公共施設等総合管理計画を改訂をする際に、前年度の2021年（令和３年）３月に策定した、先ほど申し上げました公共施設個別施設計画の内容や国の指針を反映するなど整合性を図るよう努めてまいりました。しかしながら、実際３つの計画の整合性を図るためには確認作業も煩雑となりますことから、来年度（令和７年度）におきまして公共施設個別施設計画が５年目の見直し時期を迎えることに合わせて公共施設のアクションプランを統合し、また公共施設等総合管理計画につきましては、本来の見直し年度から前倒しをして見直しを進めることで各計画の整合性を図り、作業効率の向上につなげたいと考えております。

新年度（令和７年度）では、これらの計画の見直しを進めるに当たり、公共施設等総合管理計画・個別施設計画改定支援業務の予算措置をお願いをしているところでございますが、これと併せて、各課では現在、公共施設個別施設計画の進捗状況を調査をするなど、本年度のうちから次年度の改訂に向けた準備作業に入っております。

計画改訂に向け、それぞれの関係課とも連携を図り、できるだけ職員の力を入れながら取り組んでまいりたいと考えております。

第６次総合計画や第６次行財政改革大綱につきましても、企画調整課並びに関係課と情報を共有しながら計画の整合性を図ってまいります。

先ほど議員から御指摘をいただいたとおり計画どおり進んでいないものもございます。次年度の見直しの中で検討を進めてまいります。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、2022年（令和４年）３月改訂の公共施設等総合管理計画では、公共建築物更新費用の試算につきまして、総務省の公共施設更新費用試算ソフトを使用し、2016年（平成28年度）から2055年までの40年間にわたり、公共施設をこのまま全て保有を続けた場合のコストを記載しております。ここでは全ての公共建築物の耐用年数を一律60年に設定をし、建築後30年で大規模改修、建築後60年で建て替えなど、同じ条件で設定をし試算しております。

一方、公共施設個別施設計画では、それぞれの施設ごとに建て替え、大規模改修、長寿命化改修、解体などの方向性を設定し、それらの更新内容に基づき、先ほど申し上げました総務省の試算ソフトと一般財団法人建築保全センターライフサイクルコストの計算プログラムを用いて更新費用の見込額を算出しております。そのため、議員御指摘のとおり公共施設等総合管理計画と公共施設個別施設計画では更新費用の算出方法が異なりますが、個別施設計画における費用見込額につきましては、公共施設等総合管理計画へも数値目標として記載をすることで計画相互の整合性を図るよう併せて努めております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、４点目の本町の公共施設の維持管理、更新等に係る中長期的な経費及び財源状況は

大丈夫かにつきましてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、公共施設の更新等に係ります費用の増加は、今後の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があるものと認識をいたしております。中長期的な財政状況を展望しますと、人口減少、産業の担い手不足により歳入を支える環境が不安定になる一方で、公債費、社会保障費の増加、昨今の物価高騰などによる行政経費の増加なども見込まれます。そのため、将来的な財政運営におきましては慎重かつ戦略的な対応が求められるものと考えております。

公共施設の老朽化対策は、今後の財政運営における重要な課題でございます。この課題に対応するため、令和5年に策定をした第6次行財政改革大綱に基づき、現在行政と財政の一体改革を進め、事務事業の見直し、町有財産の売却・移譲など、持続可能な財政運営に向けた取組を進めているところでございます。

また、財政所管といたしましては、今後も中長期的な財政展望に基づき、将来を見据えた戦略的な事業選定、限られた財源の効果的な配分を行うとともに、国庫補助金などの財源の調査・研究、確保、財政負担の平準化、国や県などへの要望、民間活力の導入に関する検討、さらには基金、町債の効果的な活用など、様々な方法で対応をしまいたいと考えております。

こうした考えの下、新年度では、先ほど少し触れましたが、公共施設等総合管理計画などの改訂や立地適正化計画の策定のための予算措置をお願いをいたしておるところでございます。これらの計画を改定、策定することによって、国庫補助金などの財源確保や地方交付税の措置が伴う条件のよい町債の活用などが期待ができます。

また、国におきましても公共施設の老朽化対策につきましては重要な課題であり、令和7年度、来年度からは施設の集約化や複合化に伴う施設の除却経費に充てるための起債、町債に対しても財政措置が講じられる見込みでございます。

こうした国の動向も見据えつつ、財源確保への様々な取組を行いながら、今後も持続可能な公共施設マネジメント、議員御指摘の財源状況を十分認識をしながら努めてまいりますので、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 富田議員の大きな2つ目の御質問、5歳児健診についてお答えさせていただきます。

初めに、5歳児健診の事業内容について少し触れさせていただきますと、この健診は母子保健医療対策総合支援事業の一つとして位置づけられており、その目的は、幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることと示されております。

また、健診の項目といたしましては、1つ、身体発育状況、2つ目、栄養状態、3つ目、精神発達の状況、4つ目、言語障害の有無、5つ目、生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等の育児上問題となる事項、6つ目、その他の疾病及び異常の有無の6項目を行うこととしております。

このようなことを踏まえ、5歳児健診の目的に沿った実施体制を整えるためには、健診に従事する発達障がい診断や生活指導ができる医師や保健師、管理栄養士、心理相談を担当する専門職、保育士、療育専門職などの人材が必要であることや、福祉、教育、医療等との連携による健診実施後のフォローアップ体制の構築が不可欠でございます。

5歳児は、精神発達、社会性や行動面の発達を評価することができる時期であり、また就学の1年以上前に健診を実施することで、就学までに医療、福祉、教育などの支援につながることは学童期への切れ目のない支援となり、ひいては、その後の社会生活への適応に向けた支援としても非常に重要であると認識しております。

5歳児健診の実施に向けては難しい課題もございますが、実施方法や実施内容について検討し、先ほど申し上げました専門職などの人材の確保や健診実施後のフォローアップ体制の構築などの課題の解決に向け調査・研究してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 御答弁ありがとうございました。

1点目の件につきまして丁寧に御答弁いただきました。一生懸命やっておっていただくということがよく分かって住民の方も安心されると思いますけれども。

先ほど来体育館の空調施設の話がありました。私、最初に言い出したときは財源的なことではなかなか難しいというお話でしたが、これで一、二年たってきました、制度としては一緒だと思うんですけれども、そのようなことで、先ほど町長の前向きの答弁がありましたけれども、やはりこれも財源ですね。それで、最近は凸凹道が結構あるんですけど、そんなに大したことじゃないんですけれども、毎日通るのに凸凹で舗装してほしいって、何とかならないかとどなれることがありますけれども、それも相談を持ち込みますと財源がというところもあります。やはり財源が非常に大切なことだと思いますけれども、その財源がいつ、どこで何をするかということについては、過去の産物のこういった老朽化対策をきちっと積み上げていかないと非常に出しにくいんじゃないかと思っております。

ですから、私自身としては公共サービスを保ちながら老朽化対策、30年、40年、これから先、もっと国は長く見ていますけれども、これを上手に切り抜けたところが残る自治体じゃないかと思っておりますので、これを失敗すると消滅自治体、もしくは合併自治体になるんじゃないかと、私はその頃はいませんが、そのように思いますので、ぜひこれには真剣に取り組んでいただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○５番（小宅 宏君） 議長の発言の許可を得ましたので、一般質問を開始させていただきます。

一般質問１．南海トラフ地震が近づいた今、体育館に空調設置を。

私は、昨年３月の定例議会で、能登半島地震を踏まえ体育館に空調設置を、９月定例議会でも、南海トラフ地震が近づいた今、体育館に空調設置は喫緊の課題と訴えましたが、再度この質問を行います。

文部科学省は昨年の１２月に、避難所となる公立小・中学校の体育館について空調を整備する自治体への特例交付金を新設しました。断熱性能の確保を要件にし、関連工事を含めた費用の２分の１を補助、全国で災害が頻発する中、冷暖房設備の導入を進め、避難所の機能を強化します。２０２４年度補正予算案に関連経費７７９億円を計上しました。学校への空調設置をめぐっては、教室を含めた既存の交付金で支援してきましたが、体育館に特化した特例交付金を別枠で創設することで整備を加速させます。

対象は、避難所に指定されている公立小・中学校や特別支援学校の体育館と武道場、空調設備の新設と関連する施工費用の総額が４００万円から７、０００万円の工事で、期間は２０２４年度から２０３３年度までです。

文科省によると、既存の体育館は断熱性がないケースが多く、冷暖房効率が悪いいため光熱費が過大となるおそれがあります。そこで、特例交付金は断熱性の確保に向けた工事も対象にする方針です。

公立小・中学校体育館の空調設置は、最新の文科省調査（２０２４年９月３０日付）で全国で２２．１％にとどまっています。政府は、全国の小・中学校のうち９５％が避難所に指定されていることから、今後１０年間で設置率を９５％を目指しています。

そこでお尋ねします。

昨年３月議会の御答弁の中で、学校体育館の空調設置の必要性は認識しているが、設置後の電気代など維持管理費が増大するなどの課題があるため、引き続き学校施設に関わる全体整備計画の課題の一つとして捉えていく。また、企画調整課と情報共有を行い、連携しながら検証を行う。事業効果や必要となる費用の算定を含む調査・研究に取り組んでいくという御回答をいただきましたが、次の３点を質問します。

１．これまでの調査・研究の内容を教えてください。

２．調査・研究を踏まえ、この特例交付金を活用しての空調設置に取りかかる意思があるかどうか。

３．あるとしたら何年頃から始めるのか、以上、３点をお尋ねします。

先日、３月７日、不破中学校の卒業式に議員として参加させていただきましたが、多くの保護者の方が防寒対策を取りながら参加されている様子が見受けられました。一刻も早く着手できるよう強く願います。

一般質問２．水道料金の大幅な値上げを考える。

全国の自治体で水道料金の大幅値上げが相次いでいます。清浄・豊富・低廉（水道法第1条）は水道の使命のはずですが、大幅な値上げはやむを得ないのでしょうか。

水道は、たとえ災害時においても絶やすことが許されない命の水です。どこにおいても誰であっても、大幅な値上げにより水道料金が払えず、家庭への給水が止められる事態があってはなりません。

大幅値上げの理由として共通して説明されていることは、1. 人口減少や節水型機器の普及により水需要は減少傾向にある。このため、2. 料金収入の増加が見込めず減少する傾向にある。その一方で、3. 施設の更新・耐震化の投資、資材やエネルギーなどのコストの高騰があり赤字が見込まれる。4. 独立採算制により、一般会計からの繰入れは原則的に認められない。したがって、事業継続のためには水道料金を値上げせざるを得ない、利用者に全てを負担させるというものです。

利用者の負担を少しでも軽減させるために、以下提案をいたします。

水道はなくてはならない基礎的な社会インフラであり、生活権、生存権に基づくナショナルミニマムとして政府による国費負担を大幅に増やす必要があります。この具体策として、提案1. 水道管の漏水の点検等、市町村による点検費用を全額国が補助する。提案2. 国の防災・安全交付金を増額し、地方の要求額に100%応える。2025年度の防災・安全交付金は8,470億円、前年比0.97倍、地方自治体からの要求額に対して配分率は6割台と極めて低いのが現状です。提案3. 市町村の単独事業となっているインフラの維持管理費、修繕費を補助対象にする。以上、この3つです。

また、市町村としても制度的に認められている一般会計繰出しを確実に実施し、住民の合意があれば独自の繰出しをルール化して行うことも必要です。ちなみに、関市が2025年度予算案で一般会計から水道事業会計に3億円繰り出しています。

以下、お尋ねします。

1. 上記国に対しての3つの要求をどう思われますか。

2. もし賛同されるならば、自治体として具体的にどういう行動を実行されるのか。例えば、市町村会で国からの支援要請決議を上げる等です。

以上、お答えください。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 小宅議員からの御質問のうち、1つ目の南海トラフ地震が近づいた今、体育館に空調設置をにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

1点目の御質問、これまでの調査・研究の内容についてでございますが、昨年の9月に垂井町ほか3市8町、大垣市、海津市、本巣市、養老町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町で構成をいたします西美濃創生広域連携推進協議会、事務局は大垣市でございますが、の主催によります現地研修会が大垣市内の小学校体育館で開催されました。

現地研修会では近年の猛暑対策の一環として、水の気化熱によります冷却作用を利用した気化熱冷風機が展示されるとのことで、垂井町教育委員会からも担当職員2名を派遣し、調査に当たっていただきました。

この冷風機につきましては、エアコンとは異なりまして気化熱を利用した冷風機でありますことから、冷風機の前に立ちますと涼しさも実感することができましたが、体育館内の空間全体を涼しくするものではなく、室内に籠もった熱気を冷風で循環させることで室温を下げる仕組みのものでございました。

この冷風機の長所といたしましては、初期導入コストがエアコンに比べまして安価でありますこと、そしてまた消費電力が大幅に抑えられる。構造がシンプルでありますことから維持管理などのメンテナンスコストの削減が可能であること。扇風機の構造が大型でありますことから送風時の機械音が大きく、保管する場所の確保と水を補給する手間などの課題を感じたと、出席した職員からも報告を受けたところでございます。

そのほか、体育館への空調設備の導入を既に行った県内の自治体の事例についても調査をさせておるところでございます。

調査の報告によりますと、小・中学校の体育館の空調設備の整備に当たりましては十分な比較検討を行った上で、その前提条件といたしまして、自家発電設備は整備費用が高額となりますことから設置しない。ライフラインが途絶えても空調設備の使用を可能とするため、電気式を電源とする教室とは異なるガス式の電源による自立型の空調設備を設置することとされておるところでございます。

また、都市ガスの整備状況を踏まえまして都市ガス電源自立型と、それともう一方、LPGガスの電源自立型の両方を設置されておるところでございます。

設置費用につきましては、1校当たり平均で3,500万円、空調設備の耐用年数を15年と仮定した場合のランニングコストにつきましては1校当たり1,900万円、1年当たりで換算いたしますと約130万円、また設置から廃棄までの全期間に発生いたします費用の総額でございますが、ライフサイクルコストは1校当たり平均で約5,300万円と試算されているとのことでございました。

空調設備設置に伴います断熱・遮熱工事につきましては、十分な費用対効果が期待できないことから空調設備工事と併せて工事を行わないとの方針とされ、空調設備の整備に係ります財源につきましては学校施設環境改善交付金及び緊急防災・減災事業債を比較検討いたしましたところ、空調設備設置に伴う断熱・遮熱工事を行わないこととしたことから、断熱性を問われず、かつ充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率70%と手厚い緊急防災・減災事業債を活用されております。

これらの報告内容、そしてまた本日、中村議員の御質問の中でも空調設備について事例等が示しをされたところでございますが、そのことも含めまして、引き続き体育館への空調設備の導入につきましては調査・研究を重ねてまいりたい、そのように考えております。

次に、２点目の調査・研究を踏まえ、この特例交付金を活用しての空調設置に取りかかる意思があるか。そして、３点目のあるとしたら何年頃から始めるのかにつきましてお答えいたしたいと思います。

これも先ほどの中村議員の御質問に対する答弁のとおりでございますが、空調設備の必要性につきましては十分認識をいたしておりますが、学校施設の整備につきましては、これまでどおり児童・生徒が毎日使用いたしますトイレの洋式化でありますとか、教室等の照明器具のＬＥＤ化、経年劣化などによる施設・設備の修繕・更新など、児童・生徒が日常の学習や生活に必要な教育環境の質的な向上・改善に努め、子供たちが安全・安心して学校に通うことができる施設の整備に重点を置きながら事業を進めてまいりましたが、空調設備の設置につきましては、先ほど来出ております交付条件が緩和されたことも含めまして、議会とも十分調整を図りながら検証・検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、現時点におきましては、取りかかる意思、あるいは時期についての明確なお答えについては控えさせていただきたい、そのように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、質問の中に、当日、不破中学校で保護者の皆様方が寒い環境でというお話がございましたが、学校校長先生をはじめ卒業式の当日におきましては、寒さのことも考慮されまして、教職員の皆さんが早朝から体育館を事前に暖房機で暖めておいていただいたということもございまして、それを踏まえて厳粛な卒業式を行うための関連の掃除等々、様々な対応を事前に從事しておられましたことを、この場をもって報告をさせていただければ幸いです。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 小宅議員の大きな２つ目、水道料金の大幅な値上げを考えるの１点目、国に対して３つの要求をどう思われますかの御質問と、２点目の賛同されるならば自治体として具体的にどういう行動を実行されるのかの御質問につきまして、一括してお答えをさせていただきます。

水道事業につきましては、住民の生活基盤を支える大変重要なインフラであると認識をしております。その安定した事業運営のためには、議員御説明のとおり、人口減少、節水機器の普及等により水需要は減少傾向にある中におきましても、安全・安心な水道水をつくるための消毒薬やポンプの電力、また水道管や水道施設などの維持管理や老朽施設の更新など、多くの費用が必要となってまいります。そのため、現状の水道料金のみで経営では非常に厳しい状況にあることも認識をしております。そのため、国などからの補助金等による支援を積極的に活用することは必要不可欠なことであると考えております。

しかし、補助金、交付金の制度には補助要綱や補助基準等があり、給水に係る費用などがどの程度その収益で賄えているかを示す料金回収率につきましては、100％以上でなければならぬところ84.8％であり、また水道施設の整備にかけた費用を使っていた水量で除した

指数である資本単価につきましては、1立方メートル当たり90円以上でなければならないところ61.3円であります。

当町はこれらの要件を満たせておらず、議員御提案の交付金などの活用ができていない状況でございます。そのため、これまで水道施設及び管路の耐震化や更新に係る国庫補助制度の拡充や採択の基準緩和など、町のみでは解決の難しい重要かつ緊急の課題につきまして、県内33の市町等で構成します日本水道協会岐阜県支部に所属をし、国へ要望を会員提出議題とし、定時総会で議決を行い、中部地方支部を介して日本水道協会へ要望し、関係省庁や国会議員などへの陳情とつなげてまいりました。

今後も引き続き、岐阜県支部や中部地方支部、また水道協会などの関係機関との連携により、補助金や交付金のさらなる拡充や採択基準の緩和などを求めるため、陳情や要望にしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

以上、水道料金の大幅な値上げを考えるについての答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 1番の質問に関してのことですけど、岐阜県下における公立小・中学校の体育館への空調設置状況を述べます。小・中学校の体育館の空調設置が進んでいる自治体、岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町、大垣市、2028年度までに設置予定。2025年度予算案に設置予定を計上している自治体、恵那市、市内小学校13校に15億6,476万円かけて設置済み、2024年度。2025年度は中学校3校、東、西、北に設置予定、4億4,917万円計上。本巣市、学校体育館の空調設置には1億8,768万円計上し、これにより土貴野小学校と根尾学園への空調設置が終われば市内全ての学校の空調設置が完了する。瑞穂市、トイレカーの導入により2,650万円を計上し、小学校の体育館の空調設置に1億6,348万円計上。関市、中学校6校に設置予定、6億3,500万円計上、小学校10校の設置工事の実施設計費に2,450万円を計上。美濃市、美濃中学校の体育館の空調設置に7,480万円計上。海津市、防災・減災対策として合計5億897万円計上、避難所となる小・中学校の体育館の空調設置や窓ガラスの飛散防止対策を進める。2025年度は3校で着手し、2028年度までに全9校を完了させる。安八町、町総合体育館と町内3小学校の体育館の空調設置の設計委託に2,000万円計上。輪之内町、中学校の体育館の空調設置する設計委託に517万円計上、今後3年をめどに町内5か所の体育館の空調設置を全て行う予定。

再質問ですが、垂井町より当初一般会計予算が低い安八町70億円、輪之内町57億円においても設計委託予算が計上され、輪之内町においては3年をめどに5か所の体育館の空調設置計画が明らかにされていますが、どう思われますか。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 小宅議員の再質問にお答えをいたします。

町長の答弁にもございましたが、来年度に向けてそういった予算の計上をしている市町村に

については状況を把握しているところでございます。垂井町より小規模な自治体、また当初予算についても低い自治体においても取り組む姿勢があるということでございますが、町長の答弁、繰り返しになりますが、垂井町といたしましてはこれまでどおり、やはりトイレの洋式化、教室のLED化を中心とした、まずは学校環境の整備を基本として改修については取り組む予定でございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 今の件ですが、今年の予算で補正予算を組んで、垂井町の小・中学校の体育館に空調設置をするための設計委託費を計上するおつもりがあるのかどうかをお尋ねします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） お答えをさせていただきます。

今年度予算につきましては、3月の補正予算、ただいま予算要求をしているところでございます。議案にも上げさせていただいておるところでございますが、令和6年度に関しましては、そういった予算の計上については想定をしておりませんことを御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） あの2番の水道料金の大幅値上げを考えるの中で、若干要望を述べさせていただきます。

水道料金の見直しを考える上での最大の問題点は、水道はなくてはならない社会的インフラであり、生活権、生存権に基づくナショナルミニマムとして、政府による国費負担があまりにも貧弱過ぎることです。この政府の姿勢が各自治体に大幅な水道料金の値上げを誘発しています。今後30年から50年放置すると水道料金の2倍化、3倍化は火を見るより明らかです。したがって、国民世論で政府による大幅な国費負担を実行させることが重要です。

また、水道料金は公共料金であり、値上げは諸物価の値上げを引き起こします。全町民的な議論をすることが大切だと考えます。以上です。

これをもちまして一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時33分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

垂井町議会副議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 小 宅 宏

会議録署名議員 山 田 成 利